

9月5日（火曜日）

第3日目

平成29年 9 月 5 日（火曜日）

議事日程第 3 号

平成29年 9 月 5 日（火曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

第 2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 佐 藤 芳 忠 君

- (1) 1 億円着服や誤徴収など経理の不祥事をなくすため、市長は、年 9 億円の市補助があるから赤字でも構わないと患者を減らし続けるような、市病の経営体質を改めさせるべき
- (2) 4 年間で二度の大雨被害、沼館地区の水害防止について

2. 相 馬 エミ子 君

- (1) 扇田病院の着服問題について
 - ① 市民との信頼回復をどのようにして取り戻すのか
 - ② 刑事告訴や委託業者 2 者に対する損害賠償請求について
 - ③ 病院事業管理者としての責任について、どのように考えているのか
 - ④ 業務委託のあり方について
 - ⑤ 監査のあり方について
- (2) 佐竹知事の不祥事に対する市長の見解について
- (3) 災害時の危機管理と情報の共有について
- (4) いくとく長倉町店閉店に対し、買い物ができない高齢者のためにも存続の要望ができないか
- (5) 民生委員の果たす役割の重要性と100周年について

3. 小 畑 新 一 君

- (1) 桜の管理記録の一元化について
 - ・ 管理記録を統一のフォーマットで記録し、樹医などの専門家のアドバイスを取り

入れやすいようにしてはどうか

(2) 新庁舎のバス停からエントランスまでのバリアフリーの取り組みと、旧庁舎解体のスケジュールとその予算について

- ① 市役所前のバス停から新庁舎のエントランスまで約50メートルのアプローチは、どのようになっているか。この部分もバリアフリーの配慮をすべき
- ② 現庁舎の解体費用の概算はどのようになっているのか。アスベストの除去が必要な箇所が考えられるのか

(3) 秋田犬会館前の桂城橋について

- ・ 車椅子でも通行できるようなスロープを設けるべきではないか

(4) 併用林道岩瀬線の市道認定後の工事について

- ・ 高い耐久性を持ち、その後の補修費を少なくするようにしてはどうか

(5) 平成32年度以降の秋田犬ツーリズムの活動について

- ・ 秋田犬ツーリズムの存続が必要と考える

(6) 糖尿病の重症化予防と地域包括ケアシステムの構築について

- ① 糖尿病性が重症化し糖尿病性腎症に至る場合があり、人工透析を受ける方が年々ふえている
- ② 地域包括ケアシステム構築過程のクリティカルパスはどこにあり、何が一番重要なポイントだとお考えか

4. 阿部文男君

- ・ 防災拠点設置とインフラ整備について

5. 佐々木公司君

(1) 買い物弱者への対応について

- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）の増加
- ② 自動車を保有しない人や運転免許証の返納者
- ③ 自宅から直線距離で500メートル以内に生鮮食料品販売店がない
- ④ 買い物するための公共交通機関の利用も不便

(2) 有事の危機管理について

- ① Jアラートと市民に対する情報伝達とその対応は
- ② 国民保護法に基づく市内の避難施設はどこを指すのか
- ③ 避難場所としての頑丈な建物や地下は
- ④ 避難場所としての小・中学校や、登校時における児童生徒への避難対応
- ⑤ 限られた時間で身の安全を確保する行動とは
- ⑥ 挑発を続ける北朝鮮の動向。太平洋への発射継続表明で日本列島越えの常態化も懸念される

(3) 記録的な豪雨など自然災害の危機管理について

- ・ 7月の豪雨から1カ月後に再度の豪雨
 - ア. 7月の記録的な豪雨時、佐竹知事の対応が県民から多くの批判を浴びた。8月の豪雨時は市長も台湾へ公務出張中であつたが、出張中の連絡体制に問題はなかつたのか
 - イ. 大型地震・台風・ゲリラ豪雨・記録的短時間大雨情報などの避難勧告の発令後、住民への情報伝達とその対応状況は
 - ウ. 今後の災害対応の方向性について

(4) 認知症予防について

- ・ 認知症を予防する対策は大きく分けて2種類あり、日々認知症になりにくい生活習慣を行うものと、認知症で落ちる3つの能力を簡単なトレーニングで鍛えるものがあると言われている
 - ア. 認知症になりにくい生活習慣
 - イ. 認知症で初期に落ちる3つの能力の鍛え方
 - ウ. 音楽体操
 - エ. 早期発見と早期からの予防対策

6. 岩本裕司君

(1) 食料問題について

- ① 国の米政策からの撤退・主要農作物種子法廃止。国民の食料・農家を守るための政策要求及び補助制度の設置について
- ② 食料廃棄対策としての食品ロス削減。30・10（さんまるいちまる）運動への取り組みについて

(2) 高齢者の安否見守りについて

- ① 高齢化が進む中での見守りについて
- ② タブレット端末を利用した高齢者世帯の見守りについて

日程第2 議案等の付託

出席議員（27名）

1番	石垣博隆君	2番	日景賢悟君
3番	武田晋君	4番	小畑淳君
5番	虻川久崇君	6番	中村弘美君
7番	畠沢一郎君	8番	伊藤毅君
9番	阿部文男君	10番	小棚木政之君
11番	藤原明君	12番	田村儀光君

13番	佐藤久勝君	14番	仲沢誠也君
15番	斉藤則幸君	16番	小畑新一君
17番	明石宏康君	18番	佐々木公司君
19番	吉原正君	20番	佐藤健一君
21番	田中耕太郎君	22番	相馬エミ子君
23番	岩本裕司君	25番	富樫孝君
26番	菅大輔君	27番	佐藤芳忠君
28番	笹島愛子君		

欠席議員（1名）

24番 佐藤眞平君

説明のため出席した者

市	長	福原淳嗣君
副市	長	名村伸一君
総務部	長	北林武彦君
総務課	長	阿部稔君
財政課	長	桜庭寿志君
市民部	長	成田政則君
福祉部	長	安保透君
産業部	長	一関雅幸君
建設部	長	嶋田均君
会計管理者		目時俊一君
病院事業管理者		佐々木睦男君
市立総合病院事務局長		斎藤進君
消防	長	三浦勝彦君
教育	長	高橋善之君
教育次長		佐々木修君
選挙管理委員会事務局長		小林淳一君
農業委員会事務局長		三澤勝君
監査委員		長谷部明夫君
監査委員事務局長		金子広英君

事務局職員出席者

事	務	局	長	萬	田	清	一	君
次			長	畠	沢	昌	人	君
係			長	長	崎		淳	君
主			查	伊	藤	雅	孝	君
主			查	高	橋	琢	哉	君
主			查	北	林		亘	君

午前10時00分 開 議

○議長（佐藤久勝君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤久勝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、佐藤芳忠君の一般質問を許します。

〔27番 佐藤芳忠君 登壇〕（拍手）

○27番（佐藤芳忠君） 無所属の佐藤芳忠です。1億円着服や誤徴収など経理の不祥事をなくすため、市長は、年9億円の市補助があるから赤字でも構わないと患者を減らし続けるような、市病の経営体質を改めさせるべきを質問する前に一言申し述べさせていただきます。平成29年8月1日、扇田病院で患者が納めた診療費が着服されていたことが発覚しました。着服額は1億1,792万円。平成20年3月から29年4月まで9年間、医事業務を委託している会社の女性社員が着服し続けていたとのことです。20年3月の着服額は45万円でしたが、24年度は1,400万円、25年度は1,100万円、26年度は1,700万円とふえ、27年度は2,200万円、28年度は2,300万円と、外来患者の2割の支払いを着服していたとのことです。私が、「ことです」と話しているのは、私はこれらの事件を市民の皆さんと同じく8月2日から4日の北鹿新聞で知ったからです。市は、歴史まちづくり事業や新庁舎建設など、市がPRしたい事業については、何度も議員全員協議会を開き、市議全員に内容を詳しく説明していますが、1億円着服やフィルム代誤徴収などの重大事件については、なぜか議会全員協議会を開かなかつたため、これらの重大事件については、厚生常任委員会の7人を除き、残り21人の市議は市当局から何の説明も受けていないものです。きのう市長は、笹島議員の質問に対し、「委員会に報告し説明したし記者会見でも説明した。今後新たな展開や重大な動きがあった場合には議会への説明・報告を行う」とお答えになりました。しかし、1億円着服事件自体が展開や動きなのです。発覚した時点で議員全員協議会を開き、議会に報告すべきだったと思います。特に市は、記者会見の前に議会に説明しなくてはならなかつたものです。全国でも例がないような公金横領事件を市民の代表である私たち市議が詳細を知る場もチェックする場もないということは大きな問題です。このように市はこのごろ、市にとって都合の悪いことは公表を控える傾向にあります。私たち市議も、今までは職員に聞けば教えてくれたのに、最近は簡単な問い合わせでさえ、「議長を通して資料要求してください。議長からの要求がなければ資料は出せません」と言われるようになってしまいました。今回の質問のため、私は総務部に平成26年度から28年度までの繰出金の内訳、総合病院と扇田病院への市持ち出し分の額を電話で問い合わせました。繰出金の総額につい

ては、市の広報でも公表されていますし、2～3年前までは電話でも教えてもらっていたからです。しかし数日後、「議長からの要求がなければ資料は出せない。議長からの要求があればすぐに出す」と伝えられましたが、私は議長へ資料要求の依頼をしませんでした。なぜなら議長に依頼すれば、広報で公表されているようなことでさえ、簡単に知ることができないような現在の方針、市の間違っている方針を認めることになるからです。議長を通して資料要求ということは、1. 市議が議長に資料要求を依頼する文書を提出する。2. 議長がその是非を判断する。3. 議長が認めたら議会事務局が、議長が市長へ資料を要求する文書を作成する。4. 総務課が担当部長にその文書を渡す。5. 担当部長が課長に資料の作成を命ずる。6. 担当部長が作成した資料を総務課に届ける。7. 総務課が、市長が議長へ資料を提出する旨の文書を作成する。8. 議長が全市議に資料を配付するという、8つもの手順を踏まなくてはならないのです。資料を得るまでかなりの時間がかかるのです。議長が不在だったらさらに時間がかかります。市民の生死や安全がかかっているような場合や一刻一秒を争うような場合は、手おくれになりかねないものです。私は33年間市役所に務め市議になり7年になりますが、去年までは、議長を通さなければ資料が得られないということはありませんでした。今回のように広報で公表されているようなことでさえ、議長からの要求がなければ資料が得られないということは困ったことです。以前のように、市民に開かれた市政に戻ってほしいものです。それでは質問に入ります。9年前からの1億円着服事件や内視鏡フィルム代誤徴収事件は、委託業者が月ごとの領収書の控えと集計表をチェックしなかったことと、内視鏡フィルムの使用終了を職員に周知しなかったことにあります。しかしその根本原因は、公営企業である市立病院が一番大切な会計業務を業者任せにし、9年間もチェックしなかったことにあります。普通の企業なら会計業務は絶対に業者任せにはしません。仮に任せても必ずチェックします。今回の扇田病院と去年の総合病院の不祥事は、市の補助があるから赤字でも構わないという経営体質、赤字経営のなれによる緊張感のなさから生じたものです。私はこのような経営体質は、市長や議会が市立病院に対し赤字経営の是正を強く求めてこなかったことにもよると思っています。患者を減らし続けても、赤字を出し続けても、2億円もの委託業務を随意契約にしても、どこからも誰からも責められないという環境が病院会計を治外法権状態にし、このような經理の不祥事を招いたと思っています。民間の病院は赤字になれば潰れますから患者をふやし経費を減らす黒字経営をしています。当市の病院は、患者をふやし黒字にしようと思えばできるのにそれをせず、市と国からの年に17億円もの繰入金に当てにして、患者を減らし続けながら経費は減らさないという経営、市の補助があるから赤字でも構わないという経営をし続けています。そして今、市立病院は経営を改善しようと思えばできるのに、3年後の平成32年度まで経営が改善できないときは、市立であることをやめて、指定管理や独立行政法人への移行を検討するというとんでもない計画、29年度～32年度の経営改革プランを進めています。その中身は、外来患者は26年度の1,141人を32年度には1,082人に減らし、入院患者は26年度の331人を32年度

には301人に減らし、26年度4億8,000万円の赤字を32年度には2,000万円の黒字にするという計画です。これが市や国からの繰入金なしでの黒字なら立派なものです。14億円もの繰入金を見込んでの2,000万円の黒字になるだろうという計画なのでからあきれて物が言えません。病院の収入源である患者を減らし黒字経営などできるわけがありません。経営改革プランというのなら市や国からの14億円もの繰入金をなくしての黒字を目指すべきです。市立病院が今のような補助を当てにした経営、赤字経営体質を改めなければ、近い将来、経営改革プランのように市立病院が市立でなくなってしまうでしょう。そうならないように、市立病院の経営体質を改めさせなくてはならないものです。市立病院の赤字経営について説明する前に語句の説明をいたします。私が言う市立病院とは総合病院と扇田病院のことです。また、市が市立病院へ出している補助金を市では繰出金と言ひ、市立病院では繰入金と言ひています。出すと入るで呼び方が違うだけで金額は全く同じです。補助額については、多少の誤差は出ますがわかりやすいように1,000万円以下は四捨五入しています。それでは説明に入ります。市は市立病院に22年度は17億円、23年度は18億円、24年度と25年度はそれぞれ16億円もの繰出金という名の補助をしています。このように巨額の補助を受けながら市立病院は、22年度は2億2,000万円、23年度は2億8,000万円、24年度は1億9,000万円、25年度は2,400万円の赤字を出しています。市の繰出金のうち、一定部分は交付税という形で国から市に交付されます。22年度から25年度は、毎年約8億円が国から交付されたので、市の補助額、持ち出し額は、22年度が9億円、23年度が10億円、24年度と25年度がそれぞれ8億円となるものです。つまり、市の補助がなければ市立病院の赤字は22年度は11億2,000万円、23年度は12億8,000万円、24年度は9億9,000万円、25年度は8億2,000万円なのです。この市の持ち出しは市の財政を大きく圧迫しています。なぜなら病院が黒字なら出さなくてもいいお金だからです。病院が黒字なら国からの交付税も減りますが、市立病院へ市費を投入する必要がなくなり市は助かるものです。26年度以降についても市民の皆さんにお知らせしたかったのですが、26年度以降の市の持ち出し額と市立病院の実質赤字額はわかりません。先ほど申し述べたように、金額を教えてくださいと総務部にお願いしたのですが、議長からの要求がなければ出せないと言われ、知ることができなかったのです。しかし、22年度から25年度の間でさえ、市立病院は年平均10億円の赤字を出しています。民間の病院ならとっくに潰れているでしょう。昔は病院など公の施設は赤字でも構わないという風潮でしたが、今はそうではありません。政府が公立病院の赤字削減策へ具体的な対応を求めています。全国の公立病院のうち約半分が黒字経営をしているのですから当市のように市立病院だから赤字経営してはいけないのです。市立病院の赤字の原因は、収入源である患者を毎年減らし続けてきたことと、数十ある委託業務などの経費を削減してこなかったことにあります。総合病院の外来患者は、18年度は33万117人でしたが、去年28年度には23万467人と、11年間で9万9,650人減りました。また、入院患者は18年度は15万980人でしたが、去年28年度には11万408人と、11年間で4万572人減りました。収入源である患者を11年間で14万222人も減ら

したのです。これで黒字になるわけがありません。医師の数は18年度が47人、28年度が49人です。18年度から28年度までの平均は46人で、この11年間、医師数は44～49人の範囲内にあり、医師数に大きな増減はないのですから14万人の患者の減少は医師が減ったからではありません。20年10月から始まった紹介状制度の導入や、病床利用率の引き下げや入院期間の短縮などにより、意図的に患者を減らしてきたのです。民間の病院では患者をふやす努力をしているときに、総合病院は意図的に患者を減らし、みずから収益を減らしてきたのです。また、委託業務については、市役所が毎年必死に契約金額を削減しているときに、市立病院は我関せずと削減するどころかふやしています。総合病院改築後の22年度の委託料は7億7,000万円でしたが、27年度は9億円にふえています。そして、市役所では考えられないような、安易な随意契約が行なわれています。市の規定では、50万円以上の委託業務は公募型の指名競争入札にしなければならないと定められています。しかし、地方自治法施行令で委託する業務の性質や目的が競争入札に適しない場合は随意契約できると定められているため、総合病院はこの規程から専門的な知識や技能や経験を有するなどとして、50万円以上でも安易に随意契約をしてきたのです。例えば、22年度は委託48業務のうち37業務が随意契約で、そのうち6業務が1,000万円以上で、最高額は1億7,600万円でした。また、25年度は57業務のうち43業務が随意契約で、そのうち6業務が1,000万円以上で、最高額は2億円でした。このようにほとんどが随意契約で行われているのです。どうしてこのような随意契約がまかり通るのかというと、市立病院の契約は、市の契約検査課のチェックを受けていないからです。もし、契約検査課のチェックを受けていれば、安易な随意契約を行うことができず、契約書に会計業務の長期間従事の禁止や金銭取扱部門の複数勤務の規定が盛り込まれ、今回の1億円着服事件は起きなかったと思います。また、総合病院では職員ができる仕事でさえ業者に委託しています。例えば、平成23年度のメッセージ業務は、専門的な知識や技能や経験を有するとして、1社の見積もりで1,202万円です。その業務内容は、検査データの受領、レントゲン写真の回収、書類等の提出と回収、注射液の搬送、消耗品在庫の点検補充などです。専門性などありはしません。職員ができることです。また、夜間受付業務も総合病院が要求する知識・技能を有し施設に精通していると、やはり1社の見積もりで2,317万円です。その内容は患者の受け付け、電話の取り次ぎ、診療費の収納などです。専門性などありはしません。このように専門性がない業務を専門性があるとし、1社見積もりの随意契約にしたり、職員ができる仕事を民間に業務委託していて、経費が削減できるわけがありません。このように安易な委託契約で1社独占のような業務委託をしているから1億円着服事件の際に病院当局から民間に業務委託しているため、市が直接人事管理できないという責任転嫁の言葉が出るのです。以上のように市立病院は補助金を当てにして、患者は減らすが経費は減らさないという赤字経営をし続けています。しかし、5年前に市立病院は赤字から脱却し黒字にするというプランを立てました。24年2月一部改訂の経営改革プランです。このプランを実施し続けていけば、今ごろは黒字に

なっていたと思います。すばらしいプランですので御紹介します。総合病院では、1日平均415人の入院患者と1日平均1,348人の外来患者数から導き出される医師充足率は100%を超え47人の医師が確保されている。診療収入は病床利用率の増減が大きく影響する。利用率が1%ふえれば5,500万円ほどの増収になることから18年度83.7%の病床利用率の向上を、今後も最重点課題として取り組む必要がある。独立採算自立性の観点からも、繰入金に頼らない病院経営が求められており、引き続き経営改善に努めるとともに、19年度6億5,000万円の繰入金の見直しを検討していく。平成25年度までの黒字化は厳しいものの、26年度には黒字となるように取り組む。最少の経費で最大の効果を発揮するため、能率的かつ合理的な病院経営に努める。今後、より一層の施設維持経費の節減に努めるというプランです。実にすばらしいプランです。ところが、このすばらしい黒字プランが、28年12月の29年度～32年度の経営改革プランでは、180度変わってしまったのです。28年のプランを御紹介します。総合病院は、収益の確保に大きな影響を及ぼす病床利用率と在院日数についても適正な調整を図っていきまるとしながら26年度平均16日の在院日数を32年度は12日に減らし、入院患者についても26年度1日平均276人を32年度は245人に減らす目標を立てています。また、外来収益は、手術前検査の実施や簡易な検診方法の検討などに取り組むことにより、収益の増を図っていきまるとしながら26年度1日平均1,011人の患者を32年度は950人に減らす目標を立てています。そして、繰入金については予算計上していきまると、もう繰入金に頼っています。26年度14億円の繰入金を32年度は2億円減らし12億円にしていますが、総合病院は500万円の赤字なのです。32年度に2,000万円の黒字を目指すというのは、扇田病院と合わせてのことなのです。28年の経営改革プランでは32年度の総合病院は赤字なのです。24年のプランと比べれば、28年のプランは改悪プランとしか言いようがありません。たった4年でひどい変わり方です。本当に黒字を目指す気があるのなら病床利用率を77.3%に下げて、診療報酬を減らすような28年のプランはやめて、83.7%の病床利用率をさらに高めて診療報酬をふやすという24年のプランにすべきです。26年度総合病院は44人の医師で、外来患者1,101人と入院患者315人を診察しています。同じ44人の医師で19年度は、外来患者1,271人と入院患者400人を診察しているのですから27年度からは49人も医師がいる総合病院は患者をふやし、病床利用率をふやし、収入をふやすことができるのです。それをしようとしなのが今の病院の経営体質です。この体質は変えなくてはなりません。何度も言いますが、市立病院は補助を当てにして赤字でも構わないという赤字経営をし続けています。このような経営体質を改めさせなければ近い将来、市立病院が市立でなくなってしまう。市立病院の赤字経営体質を改めさせるためには、24年のプランを実施すべきです。病院開設者である市長が患者をふやし、病床利用率を引き上げ、入院期間を延ばすように病院管理者に指示し、病院予算は財政課が査定し、病院の契約は契約検査課を通すように決定したらどうでしょうか。それにより収入は大幅にふえ支出は減り、病院の経営体質が劇的に改善されます。その結果、指定管理などに移行しなくてもよくなり、今回の事件で失った市民の信頼も取り戻せ

ると考えます。それができるのは市の最高責任者である市長だけです。市長のお考えをお聞かせください。

2点目、**4年間で二度の大雨被害、沼館地区の水害防止について**お伺いします。平成29年7月22日早朝からの大雨で避難勧告が出された沼館地区では、下内川が氾濫し、集落北側の道路や田んぼなどが冠水し、大量の砂利が集落に流れ込み、道路がえぐられ電柱が倒れるなどの被害を受け、住家1戸と非住家1戸が床上浸水しました。今から4年前の夏も沼館地区は大雨被害に見舞われています。25年8月9日、豪雨により下内川の堤防が決壊し、沼館地区は住家の大規模半壊が1棟、床上浸水が51棟、床下浸水が32棟、非住家の浸水が61棟という大被害を受けました。県は4カ月後の12月に下内川のブロック張りや築堤盛り土などの災害復旧工事を完成させ、26年3月には河道掘削工事を行うなど、迅速な災害復旧対応をしましたが、主原因である河川の狭隘部分や無堤防部分の改修には手をつけなかったものです。このため市は、下内川の狭隘部分や無堤防部分を改修しなければ、豪雨のたびに水害が発生するおそれがあると、26年4月に県に下内川の改修に関する要望書を提出しました。これを受け県は、27年度から40年度の予定で、釈迦内高館下から沼館間の3.1キロメートルで、川幅を36メートルから54メートルに広げる下内川改修工事を事業化することとし、現在は設計が終わり用地測量を行っている段階で、29年度中に用地買収が終了し30年度から工事に着手する予定とのことです。しかし、この下内川改修工事が28年度中に終了していれば、今回の水害はなかったものです。4年間で二度の大雨被害はあってはならないことです。今回の沼館地区の水害は天災ではありません。下内川改修工事を早く行わなかったことによる、国・県・市など行政のおくれによる災害です。沼館地区は2回とも夏に大雨被害に遭っています。30年度から工事に着手するとのことですが、沼館地区が3度目の被害を受けないように、早急な工事の着手と30年の夏までの工事終了を市長から知事に要望していただけないでしょうか。

以上で質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。お答えを申し上げる前に、冒頭、どうしても佐藤議員にお伝えしたいことがあります。市立病院の開設者として、経営の方向性を明確にしていくことは非常に重要なことだと市長として捉えております。だからこそ、昨年度制定いたしました公立病院経営改革プランにおいて、あえて、経営改善に向けた取り組みの成果があらわれない場合には、他の経営形態への移行を検討せざるを得ない、強い文言で言及させていただいたものであります。これはある意味、地方公営企業法に基づき、第7条には管理者は業務の執行に関して地方公共団体を代表することができるとされているとともに、首長の一方的な指揮・監督を受けることはないという解釈を私のほうからあえて強めて、さらに経営改善をしてほしいという意向を伝えたものと解釈していただきたいと思っております。

地方公営企業法第8条に管理者の地位及び権限が明確に規定されています。管理者は地方公営企業の業務を執行し、業務の執行に関し地方公共団体を代表するとされており。

1点目、1億円着服や誤徴収など経理の不祥事をなくすため、市長は、年9億円の市補助があるから赤字でも構わないと患者を減らし続けるような、市病の経営体質を改めさせるべきについてであります。公営企業会計予算の原案の作成については、地方公営企業法において病院事業管理者の権限であると定められていることから病院事業予算の作成については、基本的に企業経営における管理者の自主性を尊重しなければならないと捉えております。ただし、病院事業予算の中でも、将来の市費負担が伴う建設改良費等の予算については、これまでも事業内容や規模等に関し病院事業の担当部署から事情を聞きながら市の財政担当部門において調整を行っているところであります。病院事業を初めとする公営企業への繰出金については、地方公営企業法が定める一般会計との経費負担区分等の基本原則を堅持しながら公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、毎年度、総務省が定める地方財政計画に所要額が計上され、一定の地方交付税措置がなされているのは佐藤議員御紹介のとおりであります。なぜ、この繰り出し基準を設けているのかについて、あえて言及させていただきたいと思っております。総務省の繰り出し基準に示されている救急医療の確保、保健衛生、結核・周産期・小児・感染症医療に要する経費、精神病院の運営に要する経費、建設改良に要する経費など、病院の収益のみをもって対応することが困難なもの、特殊かつ高度な医療で採算を得がたいものなどについては、本市における医療の確保のため一般会計から繰り出す必要があると認められることから毎年度、病院事業における経営状況、収支見通し等とあわせて所要額を精査し、議会の御承認をいただいた上で繰り出しを行っているものであります。また、契約事務につきましては、企業会計においても関係法令のほか市財務規則に準拠して事務を執行しており、地方公営企業の合理的かつ能率的な経営を確保する観点から今後も、病院事業において主体的かつ適正に行っていくべきものと考えております。佐藤議員御指摘の収益の増加策等に関する病院事業への指示という点につきましては、病院事業管理者や院長から定期的に、また、随時経営状況等の報告を受ける中で、開設者として必要と考えられる経営改善策等について、しっかりと要請してきているところであります。また、市長に就任して2年5カ月の間に、特に医療環境を取り巻く内外の環境が激変しているという認識も、私は開設者として持っているだけでなく危機感も管理者と共有しているところであります。あえて重ねて申し上げたいと思っております。平成29年度からの経営改革プランの中に経営改善に向けた取り組みの成果があらわれない場合は、他の経営形態への移行を検討せざるを得ないとの記述は、本市病院事業の現状に対する強い危機感をあらわすものであるということを管理者と私は共有しているところであります。患者数の増加、病床利用率の向上などによる病院事業の収益改善のためには、まず第一に医師の確保が最重要課題であると開設者として認識しております。これまでと同様、今後も佐々木管理者や院長とともに、私自身も国・県のほか大学病院等関係機関へ積極的に出向き、医師の配置や地域

医療の確保に係る要望等を行ってきたところではありますが、今後もこの動きをさらに加速させていきたいと考えております。市長として地域医療を確保するために全力を傾注してまいることをお約束申し上げます。

2点目、4年間で二度の大雨被害、沼館地区の水害防止についてであります。下内川の浸水対策の経過につきましては、先ほど佐藤議員から詳しく紹介を受けましたので私からの説明はあえて割愛させていただきたいと思っております。佐藤議員御紹介のとおり、下内川を管理する秋田県においては、平成25年度を契機に着実にこの改善事業を実施していただいております。深く感謝申し上げます。前日の答弁でも言及しているとおおり、今年度は地元説明会を開催し、きちんと地元の合意を得た上で用地買収を進める予定とうかがっております。来年度から工事に着手する計画であると申し上げたのは昨日の答弁のとおりであります。大館市においては25年の豪雨災害、いわゆる8・9災害を受け、下内川の改修に関する要望書を県に提出しており、これまでも県との意見交換会など、機会あるごとにその整備促進を要望してまいりました。市民の不安を一日でも早く解消するためには、下内川の早急な河川改修が必要であることから先般、秋田県総合防災訓練で知事とバスで同乗させていただいた折、長木川の橋の上で河流を含めてきちんと改善の要望をしたところでもあります。また、あわせて米代川全体の受水能力・流下能力向上が喫緊の課題であることも国の出先機関である能代河川国道事務所に伝えていることを、改めてこの場をかりて報告をさせていただきたいと思っております。市民の生命や財産を守るために、今後も下内川の早急な河川改修に関し重ねて要望をしてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。(降壇)

○27番(佐藤芳忠君) 議長、27番。

○議長(佐藤久勝君) 27番。

○27番(佐藤芳忠君) 今の市長の答弁での総務省の繰り出し基準云々は、十分承知しております。しかし、黒字ならば市は持ち分は出さなくてもよいことは財政課にも確認しています。もらえるなら国から幾らでももらいましょう。ただし、私は市から持ち出さないように黒字にしようと言っているのです。そして市長は、経営移行は本気度のあらわれだというようなことをおっしゃいましたが、本気度のあらわれで市立病院でなくなってしまう一番困るのは市民です。だから指定管理のようにならないように黒字にするべきではないかと言っているのです。そして、24年のプランと28年のプランはどちらも市立病院がつくったプランです。今私が壇上で説明したように、誰が聞いても24年のプランのほうが黒字になるだろうと思っております。28年のプランは、24年のプランとは全く正反対のプランで黒字になるかわからないプランです。だから24年のプランにするよう市長から市立病院に指示したらいかがでしょうか。

○市長(福原淳嗣君) 議長。

○議長(佐藤久勝君) 市長。

○市長（福原淳嗣君） ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。24年のプランと28年のプランについて、私は開設者として28年のプランは激変する医療環境を踏まえてのプランと認識をしておりますので、管理者の自主性を尊重し28年のプランでよいと考えております。

○27番（佐藤芳忠君） 議長、27番。

○議長（佐藤久勝君） 27番。

○27番（佐藤芳忠君） 管理者の自主性に任せているとおっしゃいましたが、自主性に任せているから繰出金は減らないで赤字なわけです。だから私は、もう自主性に任せてはだめだと言っているのです。私が幾ら言っても自主性に任せるということを小畑前市長も言っておりました。ここで、市立病院を潰さないために、市立病院を黒字にするために、市立病院を市民の病院のままにしていくために、市長が指示・指導したらどうでしょうか。管理者へ「28年のプランはどう考えてもよくないから24年度の黒字になるプランにしませんか」と。医師が足りない云々は、先ほど私が説明したとおり49人の医師がいて、24年のプランでも十分にやっつけられるわけです。要するに外来患者をふやし、入院患者の病床利用率をふやし、ベッドを多く使い在院期間をふやすと確実に利益が上がって黒字になるわけです。自主性に任せていけば、外来患者は減り、病床利用率を下げて、利益を下げて終わりです。だから私は、市長は管理者の自主性に任せないで、開設者として黒字のプランをやってみてはどうか、管理者に指導してはどうかと考えています。いかがでしょうか。

○市長（福原淳嗣君） 議長。

○議長（佐藤久勝君） 市長。

○市長（福原淳嗣君） ただいまの佐藤議員の再々質問にお答えいたします。私が管理者の自主性を尊重するのは、明らかに経営改善の指標と言えるものがあるからであります。確かにトータルでは赤字ではありますが、診療単価に関しては確実に年々向上しております。ジェネリック医薬品の利用率等を含めても他の公立病院よりも格段にすぐれた数字をはじき出しています。ただし、トータルでは、まだ改善をしていかなければならないことは、管理者・院長、私も同じ見解であります。そういう意味において、私は今後ともこのまま病院事業を管理者にお任せしたいという考えであることを御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤久勝君） 次に、相馬エミ子君の一般質問を許します。

〔22番 相馬エミ子君 登壇〕（拍手）

○22番（相馬エミ子君） 新生クラブの相馬エミ子でございます。今回、扇田病院の着服問題について取り上げました。9月議会もまた謝罪の議会になってしまいました。本当に残念でなりません。それに私たち議会としてもこれだけ重大な問題ですので、何とかして解明する責務があるのではないのでしょうか。私たちは市民の付託を受けているのでありますからその使命を果たさなければなりません。今回は監査委員の代表にも出席をお願いしております。よろしく

お願いしたいと思います。それでは早速、質問に入りたいと思います。

1点目、**扇田病院の着服問題について**質問いたします。8月1日、私の所属委員会で扇田病院当局から今回の着服問題について報告がありましたが、余りにも突然のことで一瞬耳を疑いました。それは、1億1,800万円もの大金が9年間という長い間、誰にも気づかれずにやすやすと抜き取られてきたということで、ミステリー的で通常ではとても考えられない問題だからであります。なぜ、このような問題が起きたのでしょうか。総合病院でのフィルム代誤徴収問題がまだ冷めやらない中で、今度は扇田病院で着服問題が発生し、後を絶たないこれらの問題に憤りを感じてしまいます。当市では県北の地域医療を担う拠点として2つの公立病院を抱えております。総合病院はがん拠点病院にも指定され、また、県が策定する地域医療構想の中で経営改革プランを策定し、職員一丸となって地域医療を守るための第一歩を踏み出したやさきだけにとっても残念でなりません。市民の間からは「9年間も誰も気づかないとはどういうことなのか」「やっていることが生ぬるいのではないか」などの厳しい声が上がっております。なぜ、大館市ではこのような問題や不祥事が後を絶たないのでしょうか。そこで市長にお伺いいたしますが、市長に就任してまだ3年目というのに9月議会も謝罪で始まりました。病院開設者として、また、市の最高責任者として今回の問題も含め、なぜ、いろいろな問題が後を絶たないのか、**①市民との信頼回復をどのようにして取り戻すのか**、市長の見解を初めにお伺いいたします。扇田病院の報告によりますと、6月21日に扇田病院の職員が5月分の外来診療費自己負担金を集計したところ、4月分に比べて約200万円も増加していることに気づき改めて確認したところ、4月分の領収書の控えの中に医事システムの日計表に記載されていないものが多数見つかったことなどから不明金が発覚したとしています。さらに領収書の控えを確認したところ、20年3月からことし4月までの9年間で3万227件、金額にして1億1,792万434円の領収書分が日計表に記載されていなかったのです。しかも、病院会計に収納されていないことが明らかになり判明したとの報告でしたが、要するに現金と領収書の控えを抜き取り、医事システムの日計表から当該データを除外操作するというまことに悪質で巧妙な手口により、この9年間という長い間発覚を逃れてきたという信じられない本当の話であります。

また、8月1日の扇田病院当局の報告によりますと、2者の委託業者に対する刑事告訴や損害賠償請求については、顧問弁護士と協議してまいりたいということでした。あれから既に1カ月が経過していますが、**②刑事告訴や委託業者2者に対する損害賠償請求について**、どのような話し合いになっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、本会議冒頭、佐々木病院事業管理者が謝罪をされました。その中で「委託会社2社に対し、約1億1,800万円の不明金については損害賠償金の回収を第一に考え、病院の管理体制の強化に努めてまいりたい」と述べられましたが、今回の扇田病院の着服問題についての責任の所在はどこにあるのでしょうか。もちろん、着服した40代の女性が一番悪いのですが、病院内の問題であり、病院事業管理者としての責任がないとは言えないのではないのでしょうか。そ

ここで、今回の扇田病院で発生した着服問題について、③病院事業管理者としての責任について、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、④業務委託のあり方について質問いたします。今回の着服問題で誰もが疑問に思うことは、なぜ9年間も誰も気づかなかったのか、また、なぜ1人の人間に長期間同じ業務をさせていたのかということでもあります。それは、全国でも似たような問題が発生しているからであります。特にお金を扱う収納部門については、複数で対応すべきではなかったのかという市民の声が多く聞かれます。そこで質問ですが、市と委託業者との契約の中に会計業務には長期間従事させないこと、また、複数で担当することなどの人事や服務についての規定が盛り込まれていたのかということでもあります。ここに問題があると思います。市と委託業者2者との契約内容についてお聞かせください。また、病院事業ではほかにもたくさんの委託事業がありますが、これを機会に全部の委託業務について業務体制の見直しを図り、人事や服務についての規定が盛り込まれているかなどを洗い出す必要があるかと思いますがいかがでしょうか。委託業務のあり方についての考えをお聞かせください。

次に、⑤監査のあり方についてお伺いいたします。ことしも平成28年度の決算特別委員会が始まります。一般会計・特別会計・企業会計の歳入歳出の決算審査が行われますが、このような着服問題が発生した後の決算審査となり、身の引き締まる思いであります。これまでも病院の企業会計は、この1年間の会計が適正に運用されているのかについて、監査委員が審査したものを議会が認定しているため、今回の着服問題については、市民から「監査は何をやっているのか」「議会にも道義的な責任があるのではないか」などの厳しい声があちこちから聞かれます。議会からも監査委員が選出されていることなどから全く関係ないとは言えない問題ではないでしょうか。そこで、監査のあり方について監査委員の代表にお尋ねいたします。当市の監査については、定期監査・随時監査・業務監査・行政監査等があるようですが、委託事業に対する監査はどのようにして行われてきたのでしょうか。また、今回問題視されている収納の担当部門を9年間1人体制で続けていたことに対し、業務監査でチェックが入らなかったのかということでもあります。委託事業に対する監査のあり方についてお聞かせください。いずれにしても再発防止はもちろんですが、いま一度行政の原点に立ち返って信頼回復に努めていただきますよう強く望むものであります。

2点目、佐竹知事の不祥事に対する市長の見解について質問いたします。大仙市では7月22日、23日にかけて記録的な大雨に襲われ、さらに8月の花火大会前の大雨により雄物川が二度も氾濫しました。二度にわたって大きな被害を受けられた方々に対し、心からお見舞い申し上げます。九州北部の豪雨災害のような人的被害が幸いにしてなかったことと、開催が危ぶまれた大曲の花火大会が予定どおり行われたことは何よりであります。一日も早い復旧を願わずにはいられません。このように地球温暖化の影響によって集中豪雨や災害がいつどこで起きても不思議ではない昨今であります。このような状況の中、県内が記録的な大雨に見舞われている

ときに佐竹知事が宮城県でゴルフや飲酒をしていた問題は、県の危機管理意識の低さを露呈し、さらには私たち県民に対して不誠実な姿勢までも露呈してしまい、秋田県の信用を大きく失墜させてしまったと言っても過言ではありません。しかも、知事だけではなく同行していた2人の部長も大雨になっているのを気にもとめず、知事に進言することもなく、一緒に飲酒していたことを思うと言葉もありません。県職員の防災意識の低さが今回の問題で浮き彫りになったのではないのでしょうか。佐竹知事は私たち県民にうそをついてまで2人の部長をかばうなど、極めて内向きで身内に甘い県の体質までもが浮き彫りとなったのです。こんなことで「あんべいい」などと言っていていいのでしょうか。知事の心境を疑ってしまいます。県民の命と財産を守るという使命があれば、状況によっては、ゴルフはしても酒を飲んだりはしないと思います。もし飲んだとしても何らかの方法で秋田に戻り、自分で招集した庁内の連絡会議を欠席するようなことはなかったのではないかと思います。余りの危機感のなさにはあきれてしまいました。3期目というおごり、そして県議会で与党が多数を占めていることなどに甘んじているのではないかという厳しい声も聞かれます。不信感を抱かせてしまった以上、私たち県民が納得のいくけじめのつけ方を望みたいものです。そこで福原市長にお伺いいたしますが、佐竹知事とはたびたび海外のトップセールスなどで同行しており、何かとお世話になっていると思います。大変に答えにくいのではないかと悩みましたが、この質問にできる範囲でお答えいただければと思います。今回の佐竹知事の不幸事に対する市長の見解をお聞かせください。この知事の不幸事を教訓として、当市でもこのようなことがないよう厳重に注意を促したいと思えます。

3点目、**災害時の危機管理と情報の共有について**質問いたします。この夏、これまで経験したことのない集中豪雨により各地に被害がもたらされました。ことし7月に発生した九州北部の記録的豪雨は、冠水や土砂崩れで孤立する地域が相次ぎ、濁流によって住宅や車が流され、集落が土砂に埋まったりと、地域を破壊したほか、多くの死者や行方不明者を出す甚大な被害となったことはまだ記憶に新しく残っており、自然災害の猛威の恐ろしさに身のすくむ思いがいたします。改めてお見舞い申し上げます。最近では、全国至るところで甚大な被害が発生しており、県内でも大雨への備えは欠かせないことを改めて心に刻む必要があります。また、9月3日には当市において県の総合防災訓練が実施され、自然災害に向け備えを新たにしましたが、備えは訓練だけで終わらせてはなりません。大きい災害は本県でも発生する可能性があると言われておりますので油断は禁物であります。幸い、大館市ではこれまでに大きい災害はありませんでした。恐らく今回の大雨も大事には至らないと佐竹知事も県の職員もたかをくくっていたのかもしれませんが、こういう考えはもう通用しません。そこで、災害時の危機管理と情報の共有についてお伺いいたします。各地で我が町の防災対策や避難場所がどうなっているのか等をチェックするため、防災ウォッチングや防災カフェなどに取り組まれているところがあります。命と暮らしを守るために情報の出し方、避難の仕方、自力避難ができない高齢者・

障害者・子供・妊婦等への避難対策や被災者支援など、従来の経験や発想にとらわれず、常に緊張感を持って対応できる体制になっているのかということでもあります。また、情報の共有についてであります。今回の佐竹知事の問題で明らかになったように県職員の防災意識の低さが浮き彫りになり問題視されています。要するに「自分の担当でなければ何が起きても関係ない」とする縦割り行政独特の県の防災のあり方そのものが今問われているように思いますがいかがでしょうか。災害時の危機管理と情報の共有について、市長の考えをお聞かせください。

4点目、いとく長倉町店閉店に対し、買い物ができない高齢者のためにも存続の要望ができないかについて質問いたします。去る8月25日、いとく長倉町店を閉店するという突然の新聞発表に市民の間では衝撃が走っております。地元紙の「いとく長倉町店では店舗の老朽化等で営業が困難と判断し、閉店後の跡地利用については建物解体を含めて白紙の状態である」という記事を見て、余りにも突然のことで驚いてしまいました。これまで、大町中心部では唯一のスーパーとして親しまれ存続してきた貴重なスーパーただだけに、衝撃とともに惜しむ声や存続を望む声があちこちから上がっているのです。実は、私も議会の帰りによく利用しているスーパーだけに困っております。閉店の大きな理由としては、店舗の老朽化が進んでいること、また、昨年7月には電気系の異常によって天井から煙が出るなどのトラブルが発生したとのこと。建てかえも検討したが、敷地面積が狭い上に駐車場も十分とは言えず、採算が合わないと判断し閉店を決意したというものです。余りにも突然いとく側の方針発表は寝耳に水で市民は大きな衝撃を受けました。特に、大町中心部は正札竹村が閉店してからというもの商店街が空洞化しており買い物がままならない中、今度は唯一存続していきたいとく長倉町店が中心部から消えてしまうことは中心部から町の灯が消えてしまい、過疎になると言っても過言ではなく、深刻な問題として捉えるべきだと思いますがいかがでしょうか。周りの商店等にも影響を与えるのではないかと危惧するものです。何よりも車を持たない高齢者が買い物で大変苦勞しております。バス利用も困難な状況でシルバーカーを使ってやっと買い物に来ている高齢者が多くなっているのが現状であります。しかも、新町・中町・向町の市営住宅建替え事業が完了したばかりであります。ここにはたくさんの高齢者が住んでおります。買い物難民が大町中心部でこのように発生しようとは誰が想像したのでしょうか。高齢者にとって食料品の購入が困難になることは死活問題になりかねない深刻な状況であります。市としても買い物難民救済のために何か対策を考える必要があるかと思いますがいかがでしょうか。そこで、市長にお伺いいたします。多くの市民団体からいとく長倉町店に対し存続させてほしいとする要望等が上がっているようですが、市として何か対応策を考えているのでしょうか。また、いとく長倉町店閉店後に少し縮小してでも存続していただけないかという要望もあるようです。市長の前向きなお考えをお聞かせください。また、昨日の一般質問の答弁の中で大町商店街振興組合と会議を持つことになっているというお話でしたが、どのような話し合いがなされたのかお聞かせください。

5点目、民生委員の果たす役割の重要性と100周年についてお伺いいたします。高齢化が進む中、地域福祉を支える民生委員の役割は年々重みを増しているのが現状であります。例えば、ひとり暮らしや高齢者宅を小まめに訪問して生活相談に応じたり、行政に住民のさまざまな声を届けたりするほか、さきの県内を襲った記録的大雨の際も、被災地では多くの民生委員が安否確認や避難誘導等に当たるなどひとり暮らしの高齢者らを支える活動に奔走している姿を見て、民生委員の果たす役割がいかに重要であるか思い知らされました。住民と行政の双方から頼られる存在でもあります。しかし、最近では民生委員のなり手が見当たらず欠員が生じている市町村がふえていると言われます。県内25市町村合わせて3,392人の定員に対し、実際に委員に委嘱されたのは3,255人で充足率は95.96%にとどまっており、2010年が97.48%、2013年が96.39%と徐々に低下してきているのがわかります。当市の場合も281人の民生委員がおりますが、6町内で欠員となっております。このように人材確保については、どこの市町村においても大きな課題となっているのであります。人口減少や高齢化・核家族化の進展などで民生委員の引き継ぎは年々難しくなっており、地域福祉の現場を担う重要な役割だけに精神面の負担も大変大きく、委員の間からは「任期を務め上げるのは容易なことではない」との声も聞かれています。今後の大きな課題ではないでしょうか。後任探しの決め手となるのは各町内会による強い働きかけになります。ふだんから住民同士の意思疎通が図られているかどうか、円滑に引き継ぐためのポイントであります。しかし、それが難しくなっているのが現状であります。そこで市長にお伺いいたします。当市の場合6町内が欠員となっておりますが、今後この6町内について何か対策を考えているのでしょうか。また、民生委員の果たす役割の重要性について、市長の見解をお聞かせください。さらに、ことは民生委員制度ができて100年という節目の年に当たりますが、この機会に民生委員の活動の重要性を再認識し、無報酬で頑張っている民生委員たちに敬意を表するために、また、啓発活動を含めてのイベントや事業のようなものを考えてみてはいかがでしょうか。少しでも民生委員のなり手があられやすい環境づくりこそが必要不可欠と考えます。福原市長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

1点目、扇田病院の着服問題について。①市民との信頼回復。どう取り戻すのかについてであります。改めまして、開設者としてこのたびの着服問題が市民の皆様の信頼を大きく損なう事態となったことについては、まことに残念であります。相馬議員御紹介のとおり、大館の病院事業は、大館のみならず地域医療圏を支える重要な役割を担っていると開設者として認識しております。今後は損害金を確実に回収し、事件の全容を市民の皆様にしかりと説明することが信頼回復の第一歩と考えております。このたびの事件を厳粛に受けとめ、抜本的に業務体制を見直していくとともに、改めて常に緊張感を持って業務に当たるよう全職員の意識改革を

図ってまいりたいと考えております。②病院事業管理者の責任問題について、③刑事告訴と損害賠償について、及び④業務委託のあり方については佐々木病院事業管理者より、⑤監査のあり方については長谷部代表監査委員から後ほどお答え申し上げます。

2点目、**佐竹知事の不祥事に対する見解について**であります。梅雨前線の影響による7月22日からの大雨では、本市においても災害対策本部を設置し、沼館地区へ避難勧告を発令するなどの対応に追われたところであります。また、今回の佐竹知事の対応については、知事御自身が話されたとおりでと思っております。いろいろな思いがあったと推察はしますが、真実を話すこと、正確な状況を話すことはトップの仕事であり、また、責務であると考えており、私自身もそうでなければなりません。市長に就任して2年4カ月の時点において、初めて避難勧告を発令しましたが、有事におけるトップの決断の重要性を改めて認識した次第であります。こういう思いがあればこそ、私は佐竹知事に「トップは真実を話すこと、そして、正確な状況を話すことだ」という進言を申し上げました。知事は「今後とも御指導いただきたい」ときちんと頭を下げていただいたことをこの場をかりて御報告申し上げたいと思っております。

3点目、**災害時の危機管理と情報の共有について**であります。本市の災害対策につきましては、市民の生命や財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とした大館市地域防災計画に基づき対応しております。その都度、必要に応じて秋田地方気象台長、能代河川国道事務所長とのホットラインにより、常に最新情報を確認しながら対処しているところであります。近年、短時間に局地的大雨が降るゲリラ豪雨による被害が日本各地で相次いで発生しております。また、昨年4月の熊本地震のように、最初の地震の28時間後に、さらに大きな本震が発生するという、これまでの想定を超える災害もあります。今後も国内で災害が発生する都度、さまざまな角度からその災害を研究し想定されるあらゆる分野について検証した上で地域防災計画の修正や再チェックに努めてまいります。なお、私自身の日々の動向については、公務・政務・プライベートを含め全て総務課に伝えており、また、私が遠方にいる際の災害時の代決者は地域防災計画に定め、その連絡体制もきちんと整えております。次に、市役所全体での情報の共有についてであります。災害時には私を本部長とする災害対策本部において、刻一刻と変化する被災状況を確認しながら迅速に情報を収集し、各部署の活動がスムーズに進むよう情報を共有しております。また、災害対応についても、災害対策本部全体で話し合いながら決定しており、今後も縦割りに陥らないよう全体をしっかりと調整してまいります。引き続き、本市の災害対応力の強化に不断の努力を傾注してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

4点目、**いとく長倉町店閉店に対し、高齢者のためにも存続の要望をすべきについて**であります。議員御紹介のとおり、いとく長倉町店は昭和43年の開店以来、市の中心部で営業を継続し、48年にわたり市民に親しまれてきました。9月30日をもって閉店となることは大館市民の一人として大変残念なことではありますが、この店舗に勤務されている従業員の方々は他の店

舗に配置がえされ、人員整理等は発生しないとのことでありますので、この点に関しては安堵しているところであります。この店舗は、議員御紹介のとおり総菜や生鮮食品のほか生活必需品などの品ぞろえが豊富であり、周辺の高齢者世帯を中心とした根強い需要がありますが、同社の経営戦略の一環として閉店を決断したものと考えておりますので、その判断は尊重したいと思っております。市としましては、交通手段を持たない買い物弱者への対策が急務であると考えております。特に高齢者世帯に対しては、市内循環バスであるハチ公号の利用や、バス利用者を支援する得とく定期券の購入を呼びかけてまいりたいと考えております。昨日行われた大町商店街振興組合等との協議では、高齢者の需要に応えると同時に大町商店街の維持のためにも品ぞろえを拡充し、既存店の活用を促してほしい旨をお伝えしてまいりました。また、同所における閉店後の方針は未定とのことでありますので、今後、新たな店舗の開店につながるよう関係機関と連携して、ともに働きかけてまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、**民生委員の果たす役割の重要性と100周年について**であります。相馬議員御紹介のとおり、民生委員は地域住民のさまざまな相談に応じて、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりに重要な役割を担っていただいておりますが、地域福祉の課題が複雑化・多様化する中で民生委員の役割は拡大し、活動件数は年々増加している状況であります。民生委員の後任者の選出については、これまで市内17地区の民生委員協議会の方々を初め、町内会の方々に相談しながら取り組んでおりますが、残念ながら後任が決まらない地域もあることからその地域においては、後任の候補者の推薦をいただけるよう今後も粘り強く相談・協議を続けてまいりたいと考えております。また、相馬議員御紹介のとおり、ことしは民生委員制度が始まって100周年という節目の年であり、去る7月9日には天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会が開催されております。大館市といたしましても、日ごろからの地域福祉活動に対し改めて敬意を表するとともに、特に民生委員の果たす役割の重要性とその活動を市民の皆様に理解していただくため、市の広報11月号に特集記事を組み、市民の皆様に広く周知してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○**病院事業管理者（佐々木睦男君）** 1点目の②**病院事業管理者の責任問題**についてお答えいたします。今回の着服問題は委託している収納業務の範囲内で発生したものであるため、民法第715条に基づいて、その責任は受託者側にあると考えております。しかしながら病院事業を管理する者として、市民や患者様の信頼を失う事態となりましたことを大変重く受けとめております。そのため、事件解決に一定の方向づけができた段階で管理者である私自身の責任のとり方について、御相談してまいりたいと考えているところでございます。

③**刑事告訴と損害賠償**についてでございますが、事件発覚後、顧問弁護士の指導をいただきながら損害金回収を第一に考え、対応してきたところであります。委託会社2社による証拠書

類の確認作業もあり時間を要しているところですが、9月中旬には2社の意思確認ができる見込みとなっております。また、警察にも内々に相談を重ねており、損害金の回収見通しが立った時点で正式に被害届の提出を予定しております。

④業務委託のあり方についてであります。従来、委託契約には従業員の人事・サービス管理についての明確な規定はなく、受託者の裁量に任されておりました。そのため、現在の契約に追加して、窓口担当者の複数配置、定期的配置がえ、現場責任者の監督責任の明確化、定期的な業務監査の実施などを義務づける附帯契約書を取り交わし、病院の管理監督体制の強化を図っているところでございます。

以上であります。今回の件に関しましては皆様におわび申し上げますとともに、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○代表監査委員（長谷部明夫君） 1点目の⑤監査のあり方についてお答えいたします。扇田病院を含む病院事業会計につきましては、地方自治法及び地方公営企業法に基づき、例月出納検査・定期監査・決算審査を行ってきております。特に、例月出納検査では、毎月月末時点での現金・預金の保管状況、試算表・総勘定元帳等の諸帳簿の計数の正確性を検査しております。定期監査では、主に財務事務処理が法令・条例等に基づき適正に処理されているかについて監査を行っております。決算審査では、提出された決算書及び附属書類等が法令に準拠して作成されており、計数は正確かを主な着眼点として審査を行っておりますが、いずれも書類審査等が中心となっております。これまでの扇田病院の監査等では、金融機関の残高証明などの証書類は全て一致しており、審査書類や証拠書類などに不明金が潜むような不自然さを感じるものがなかったため、相馬議員御指摘の委託業務内容まで踏み込んだ監査は実施しておらず、監査委員といたしましても今回の事件に大きな衝撃を受け、ざんきの念にたえない思いであります。今回の事件について、なぜこのような事件が起きたのか、なぜこれを防ぐことができなかったのか、なぜこれを長期にわたって発見できなかったのかを検証するとともに、公金の取り扱いに対する内部統制や公金の管理体制に問題がなかったのかなどについて、9月1日から8日まで扇田病院の診療報酬等の会計事務処理及び委託している医事業務の状況について、地方自治法に基づく随時監査を実施しているところでございます。また、この事件の反省を踏まえまして、監査委員といたしましても監査の実施方針や実施計画などの見直しを行うとともに、今後は公金の収納業務委託につきまして、公の施設の指定管理者も含めて委託業務が適正に行われているか、担当部署における内部統制機能が有効に機能しチェック体制が確立されているかという点について、特に意を用いて監査に臨み不正防止を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

○22番（相馬エミ子君） 議長、22番。

○議長（佐藤久勝君） 22番。

○22番（相馬エミ子君） 一問一答でよろしくお願ひします。初めに管理者に質問いたします。

委託業者との契約の際、複数で勤務させること、長期間勤務させないという規定はなかったということで委託業者の裁量に任せてきたとうかがいました。今回このような問題が発生しましたが、ここに大きな問題があったのではないかと市民からも言われております。このようなところを改めるなど、委託業務のあり方を洗い直して見直すことをこれからきちんとやっていただきたいと思います。市と委託業者との契約については、性善説で契約していると思います。何かあった場合のために県主導の補償協会等に入っていたのかどうかわかりましたらお伺いいたします。損害状況を徹底的に解明するために今話し合いが進められているということで、損害賠償請求にはまだ時間がかかるようですが、もし業者が損害賠償金を払わないと言った場合はそこに穴があきます。その場合は誰が責任を負うのでしょうか。これでは市民が納得しないと思います。そのようなことを含めて管理者の考えをお聞かせください。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 議長。

○議長（佐藤久勝君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） お答えいたします。契約内容につきましては、先ほども申しあげましたとおり、これまで人員の配置や定期的な異動についての契約はありませんでしたため、このような契約事項を結びたいと業者へ提案しておりますが、まだ返事が来ていません。今後、そのような契約を結びつつあるということでございます。補償協会の件につきましては、私は存じ上げませんのでこの場ではお答えできません。わかりましたら後ほどお答えいたします。また、損害賠償金が支払われなかった場合は、弁護士と十分に相談し対応してまいりたいと思います。そのときには、責任問題などいろいろなことにかかわってくると思いますので、その時点で判断したいと思います。以上であります。

○22番（相馬エミ子君） 議長、22番。

○議長（佐藤久勝君） 22番。

○22番（相馬エミ子君） 時間のかかる問題だと思いますが、着服問題を確実に解明していただくよう、そして、市民は非常に関心を持っておりますので、ぜひ信頼回復に努めていただきますよう病院当局にお願いしたいと思います。

次に、長谷部代表監査委員に再質問です。きょうは忙しい中、本当にありがとうございました。監査の代表になり大変責任を感じていらっしゃるようです。平成20年からの9年間、議会としてこれまで決算を認定してきましたが、これまで認定してきた決算はどういう扱いになるのでしょうか。もう一度やり直すのもおかしいでしょうし、19日から28年度決算の特別委員会が始まりますが、この問題がかかわってくると思います。議会としても非常にやりにくく、不認定になりかねないと思いますが、その点についての考えをお聞かせください。

○代表監査委員（長谷部明夫君） 議長。

○議長（佐藤久勝君） 代表監査委員。

○代表監査委員（長谷部明夫君） ただいまの相馬議員の再質問にお答えいたします。19年度

からの不祥事であり、これまで認定した決算はどうなるのかということではありますが、今回発覚したものであるため、過去の収入金の決算については何ら変わりなく、法律上の認定は行われたということでもあります。なお、今回の扇田病院の着服問題については、28年度の病院事業会計決算の認定に及ぼす影響があります。現在検討中ではありますが、私ども監査委員としては、着服問題は決算後に発覚したものであるため、決算特別委員会の際に28年度決算報告の意見としてきちんとお話ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○22番（相馬エミ子君） 議長、22番。

○議長（佐藤久勝君） 22番。

○22番（相馬エミ子君） お話はわかりましたが、これまでの監査のあり方を考えますと月例監査の中に業務委託が含まれていないということです。このような問題が発生しないよう、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤久勝君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時44分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（佐藤久勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小畑新一君の一般質問を許します。

〔16番 小畑新一君 登壇〕（拍手）

○16番（小畑新一君） 公明党の小畑新一でございます。よろしくお願いいたします。9月に入りまして、朝夕は涼しく、秋の気配が日増しに強く感じられるようになりました。芸術の秋、敦煌の芸術に関することの御紹介から始めさせていただきたいと思っております。1944年に中国国立敦煌芸術研究所が開設されました。現在の敦煌文物研究所に当たりますが、初代所長の常書鴻氏のことを少し御紹介いたします。常氏は23歳のときに西洋画を学ぶためフランスに留学いたしました。1927年にパリで敦煌の写真集を見てその芸術性に感嘆いたします。1936年に敦煌芸術の保護・研究、そして世界への紹介のために中国に帰国し、1943年に研究所設立の先遣隊として敦煌入りして以来37年間敦煌で生活いたします。それからは生涯、遺跡の保存・修復等に尽力されました。常氏いわく「敦煌の大芸術は1,000年がかりでつくられたものです。ところが、その至宝が海外の探検隊によって国外に持ち去られていた」。その現実を見た常氏は、無念さ悔しさを情熱と執念に変え、保護・研究にいそしんでまいりました。翻って、福原市長が学生時代に学友から「日本に秋田はいらない」と言われた悔しさから政治の道に進まれたことと共通するものがあるように感じられたので御紹介いたしました。私は、市長の高い志には及びませんが、大館をより住みやすい町にしたいとの思いと市民の声などを今回は6点に分けて市長にお届けしたいと思っておりますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

1点目、**桜の管理記録の一元化**についてであります。前回の一般質問でも桜の管理・育成が取り上げられておりました。桂城公園の桜は都市計画課が管理しております。歴史まちづくりで美装化される幸町の通称、新開地の桜は道路の中央に植えられている関係で土木課が管理しています。桜の開花時期が遅く、連休の時期に周辺の桜が散ってしまったときの人気スポットになる岩神貯水池は農林課が管理しています。桜の開花時期が徐々に早まる傾向にある近年において、岩神貯水池周辺は大切な桜の観光スポットになる可能性が高い場所です。このような桜を管理する部署が別々に管理している状況は、桜にとって適切な管理が施される状況と言えるのでしょうか。私は、1つの課が一括管理するのが望ましいと考えますが、行政の仕事の進め方の上でそれが難しいならば、桜の木1本1本にコード番号を振り、それぞれの剪定や肥料などの**管理記録を統一のフォーマットで記録し、樹医などの専門家のアドバイスを取り入れやすいようにしては**いかがでしょうか。そうした工夫により、効率よくそれぞれの桜の木に合った管理を施すことが可能となり、病気を防ぎ、花つきのよい桜を見せることができると考えております。歴史まちづくり事業の取り組みで新開地の通りが美装化されます。新開地の桜は古木で大変風情がありますが、最近、樹勢の衰えから桜の花つきがよくなってきたとの声があります。歴史まちづくり事業の観点からもぜひ検討していただきたいと思っております。市長の御所見をお聞かせください。

2点目、**新庁舎のバス停からエントランスまでのバリアフリーの取り組みと、旧庁舎解体のスケジュールとその予算**についてお尋ねいたします。新庁舎内部は、バリアフリーに配慮したものであり完成を期待しております。新庁舎完成後、①**市役所前のバス停から新庁舎のエントランスまで約50メートルのアプローチは、どのようになっているのでしょうか。この部分もバリアフリーの配慮をすべき**と思っております。降雪時や雨の日などに足元が悪くならないように高齢者に配慮した屋根つきの通路を確保すべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に新庁舎完成後、現在の本庁舎を解体するまで駐車場などの外構工事が終了しないため、できるだけ早い時期に現庁舎を解体する準備が必要ではないかと思っております。現庁舎の解体から発掘調査終了時期、駐車場完成時期を説明していただきたいと思っております。また、②**現庁舎の解体費用の概算はどのようになっているのか。アスベストの除去が必要な箇所が考えられるのか、その場合の費用のかかり増しはどの程度か、解体の工期がどの程度延びると想定しているのか**などの計画を御説明いただきたいと思っております。平成33年度に新庁舎で行政機能が動き出してから平成36年度に外構工事が完成するまでの3年間、計画では正面の駐車場は使用できないと思われれます。新庁舎完成から3年もの間、市民が安心して立ち寄れる安全をどのように確保するのか。体の不自由な方が安心して訪れることができるようにするためにどのような配慮を検討しているのか御説明いただきたいと思っております。

3点目、**秋田犬会館前の桂城橋**についてであります。一昨年、市長と御一緒させていただいた台湾への市民の翼の旅は、木村泰治翁の足跡をたどるというテーマがあるものでした。しか

し、木村泰治翁ゆかりの神社を訪問したとき、石段を数十段上らないと神社を見学できないとのガイドさんからの説明があると「上から見るだけで十分だ」という声上がり、周辺の道路をバスで上り、車窓から「あの屋根が木村泰治翁のゆかりの神社です」とガイドさんから説明されて終わってしまったという思い出があります。これからの観光は高齢化に対応したものでなければならないと感じてまいりました。大館市は、観光の中心に秋田犬を置いております。秋田犬保存会の職員の方にお聞きしますと、秋田犬会館を訪れる高齢者グループの方は、展示室が3階にあると聞いて、そのまま帰られる方が多いそうであります。その秋田犬会館と桂城公園を結ぶ朱色のアーチを描くきれいな桂城橋であります。桂城公園側は傾斜が緩く車椅子が通れるようなスロープになっております。しかし、秋田犬会館側は傾斜がきつく、中央の広い部分が階段になっており、車椅子での通行が難しい状態となっております。傾斜を緩くする工夫を施し、介助の方をお願いしながら車椅子でも通行できるようなスロープを設けるべきではないかと考えます。周辺の状況など、技術的に困難な事案と思っております。しかし、この桂城橋は、以前配付された新庁舎の配置計画で安全な遊歩道の一部と位置づけられており、また、歴史まちづくり事業の計画では愛宕神社への道の一部に組み入れられております。幅広い年代の方々にとって安全な遊歩道でなくては市民に安心を与えられないと思っております。市長の御所見をお聞かせください。

4点目、併用林道岩瀬線の市道認定後の工事についてお尋ねいたします。山瀬ダムから田代ロケット燃料燃焼試験場入り口付近までを舗装し市道にする計画は、観光を含め新たな産業の振興が期待できる計画だと考えます。7月31日に実際にこの林道を車で走ってみました。観光スポットの糸滝を過ぎてから燃焼試験場までの約8キロメートルは、かなりの険しい道でした。例えば、左側には急勾配の岩肌がむき出しの山がそびえ、右側が深い溪谷になっているという状況です。多くの橋は、完成から40～50年経過したものがほとんどで欄干が壊れ、親柱が崩れている橋もありました。ガードレールは大半が壊れており、1週間前の雨で崩れたのか土砂が絡まり、谷のほうに押ししているように見受けられる箇所もありました。路肩が崩れたのか、鉄製の覆工板を敷いているところが何カ所もありました。石が山側の急斜面から転がり落ちているところもありました。また、幅員が狭くすれ違いが困難なため、対向車が来るたびに待避場所で待たなければなりません。その待避場所は原則的には山側ですが、谷側の崩れやすい側に用意されている場所が何カ所もありました。糸滝から燃焼試験場までの区間を市道として整備した後に維持するのはなかなか困難なものを感じてまいりました。しかし、一度市道認定すると補修などの維持管理費が発生してしまいます。市道に格上げすることに伴う事業費が概算で10億円程度だそうですが、その概算のもととなる標準断面図を見ると平地の一般市道の構造と同じつくりとなっております。これでよいのかと疑問を感じてまいりました。現地の降雪期間は平地よりかなり長く、その分冬期間の寒さによる凍上被害も多数発生することが予想されます。凍結深度は平地より深いと推測されます。多くの大型車の通行が予想され、路面へ

の負荷も大きいと思います。凍結深度をしっかりと調査し、それに合わせた砕石の厚さなどを確保する必要があると思います。待避場所も数十カ所以上になり、完成後毎年1～2カ所が崩れたりすれば補修費も路面の穴埋めの比ではないと思います。丈夫な待避場所も用意すべきであると思います。市道格上げ後の工事の際は、国の社会資本整備等の交付金と過疎債の利用で最終的な一般財源からの持ち出しが10%程度と少なく済むと聞いております。工事の予算をしっかりとって、**高い耐久性を持ち、その後の補修費を少なくするようにしてはいかがでしょうか。**道路やのり面の整備における耐久性の高いものの必要性を感じた理由はもう一つあります。工事区間の中にある橋15カ所は、完成から40～50年経過した老朽化が目立つ橋がほとんどで、市道完成後順次、長寿命化などメンテナンスが必要なことがはっきりしており、これに予算がかかることが確実と見えるからであります。最初の路盤工事のときに耐久性の高い道路を完成させて、その後の維持管理費を少なくするように工夫することが、長期的には市の財政にもプラスに働くのではないのでしょうか。安全な市道を維持するためにはどうすべきか、市長のお考えを御説明ください。

5点目、**平成32年度以降の秋田犬ツーリズムの活動について**であります。今後の秋田犬ツーリズムの活動についての市長のお考えをお尋ねいたします。まずは、秋田犬ツーリズムが本年1～3月にかけて実施した観光満足度調査を参考にお話しさせていただきます。本市の観光のあり方としては、1つ目は十和田湖と阿仁の観光の中心地としての立地を生かし、4市町村の宿泊受け入れ能力の6割以上を有していることで宿泊客を多数取り込めること。2つ目はきりたんぼを中心とする食の提供と、秋田犬や曲げわっぱを活用する体験型観光を中心にするのだと考えております。そのためには、**秋田犬ツーリズムの存続が必要と考えます。**私は、これまでの秋田犬ツーリズム事務局はいろいろと工夫し着実に成果を上げていると評価しております。しかし、平成30年度中にある程度の方向性を見出さないと、現状では交付金の終了が組織の終了になりかねないと危惧しております。ニプロハチ公ドームにある秋田犬ツーリズムの事務所を訪問すると、事務局に大館市以外の市町村のスタッフを見かけることがほとんどなく、大館市だけで秋田犬ツーリズムをけん引しているように感じます。今後さらに地域連携を進めるために何が必要なのでしょう。私はDMOだけが連携するのではなく、移住交流課など周辺の部局も連携し、さまざまな活動を協力して行い、もっと親密に連携する下地をつくるべきではないかと考えます。米代川流域などさまざまな分野で今まで以上に連携すべきだと思います。最初は相互の情報交換から始め、首都圏など外部に対し効果のあるアピールを幾つも組むことであります。例えば、現在進めている能代市・北秋田市・鹿角市・大館市の4市の合同移住イベントをさらに広げ、秋田犬ツーリズムの市町村を加えて移住イベントを東京で行うなどしてはいかがでしょうか。さらに、地域おこし協力隊の情報交換などの連携も考えられると思います。先ほどの観光満足度調査からわかったことですが、観光客の多くが内陸線で仙北に移動していることを考えると、秋田犬ツーリズムと秋田内陸活性化本部の連携は、大館の、さら

にはDMOの広域観光にとっても効果が期待できると思います。検討すべき大切なポイントとありますがいかがでしょうか。そして、秋田犬ツーリズムの存続には、地方創生推進交付金が終了する平成31年度以降にも他の市町村を含め、行政は協力してDMOに補助金を出す必要があると考えます。また、観光施設の指定管理などの収益の柱となるものを提供する必要もあるのではないのでしょうか。けなげにDMO事務局は自立の道を懸命に探しております。しかし、それには限界があります。観光には一定の資金が必要であります。2年先のこととなりますが、来年中にはしっかりとした方向性を見出してあげないと、活動の展開が厳しいものになると考えます。交付金終了後の活動維持に対しての協力を大館市が他の市町村を巻き込むためにも強く発信すべきではないのでしょうか。市長を初めとする多くの方々の努力でようやく見えてきた観光の光であります。未定の部分が多いと思いますが、市長の今後の秋田犬ツーリズムに関する構想をお聞かせください。

6点目、**糖尿病の重症化予防と地域包括ケアシステムの構築**についてであります。皆様御承知のとおり、糖尿病患者はその予備軍も入れると国民の20%にも上ると言われております。①**糖尿病が重症化し糖尿病性腎症に至る場合があります、人工透析を受ける方が年々ふえております。**全国の透析患者数は32万5,000人に上り、人工透析を開始する患者の44%が糖尿病性腎症が原因となっており、透析の主要原疾患の割合の第2位である慢性糸球体腎炎の17%と比べて、その割合が年々増加しております。全国で透析患者数は、毎年4,000～5,000人増加する傾向にあります。人工透析は患者の生活の質を低下させ、本人に多くの負担を強い、その年間医療費は患者1人当たり約500万円に上ります。患者のQOL低下を防止し、医療費の伸びを緩やかにするためにも、糖尿病の重症化予防が重要であることは誰もが認めるところだと思います。我が大館市でも糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し努力しております。しかし、指導は個人情報などが関係し国民健康保険の利用者に限られるため、効果を大きく伸ばしづらい状況にあります。糖尿病の治療薬として、最近では尿から積極的に糖を排出する新薬が出るなどしておりますが、重症化予防の基本は塩分摂取量を低く抑えることなどが重要だそうです。つまりは食事療法が基本となります。平成30年は6年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改訂の年となっており、介護サービスの大胆な見直しが予想されています。それを視野に配食サービスにおける病気の治療に合わせた食事サービスの提供を検討する事業者もあるようです。大館市高齢者等配食サービス事業実施要綱の対象者は、1. 市内に住所を有する満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、心身の障害や傷病等の理由により調理が困難な者、2. 前号のほか市長が認めた者とありますが、糖尿病の治療中で若い世代と同居しているが食事が家族と異なり、治療のための食事の準備が困難な家庭や糖尿病が進み50代で単身世帯で食事の準備が困難な場合など、1. には該当しませんが、食事療法で配食サービスの利用が必要な方についてはどのようにお考えでしょうか。次に認知症高齢者で糖尿病が進み、インスリン投与が必要になった場合に行われる在宅医療を想定してお話いたします。このような

場合、主治医の指示により、訪問看護サービスや在宅における薬剤管理指導が行われます。また、ケアマネジャーから主治医に相談があり、訪問介護や在宅における薬剤管理指導が行われることもあります。ここでは、月に一度の報告書は訪問看護ステーションからケアマネジャーに提出され、訪問薬剤師からは主治医とケアマネジャーに提出されます。この報告書の提出だけでは、訪問看護師と訪問薬剤師の間で情報が共有されにくいことになってしまいます。この高齢者の場合、市立総合病院で糖尿病の治療を受け、ほかに整形外科と眼科にも通院し、精神科からも薬をもらっているとすると薬の重複と副作用が心配されます。訪問薬剤師が訪問薬剤指導を行う場合、訪問看護師からの情報があれば、薬の重複・副作用の有無の確認になり服用の指導にも役立つと言われております。地域包括ケアシステムの構築の大きな課題である在宅医療推進のうち、一次医療の開業医の高齢化や慢性的な医師不足に悩む大館市としては、訪問看護と訪問薬剤指導の機能を十分に活用すべきと考えます。主治医・訪問看護師・訪問薬剤師の連携については、どのように取り組むべきとお考えでしょうか。在宅医療・介護連携協議会の中で今後進められる案件でありましようが、医薬連携室の取り組みの方向性を御説明いただきたいと思ひます。次に、全国では潜在的な薬の飲み忘れ等による年間薬剤費の粗推計を約500億円、在宅患者訪問薬剤管理指導、または居宅療養管理指導により改善される飲み残し薬剤費の粗推計を約400億円と国は見込んでおります。大館市の薬剤師の方より、薬の重複を避け、副作用などの確認のためにはお薬手帳の一本化も必要であるとうかがいました。複数の診療所に通っている場合、診療所ごとにお薬手帳を複数持っている方がまだたくさんいらっしゃると思ひております。将来的には、クラウドサービスを利用したポケットカルテのような電子お薬手帳が決め手になるのかもしれませんが、現時点での高齢者のスマートフォンの普及率を考慮すると尚早と思ひます。お薬手帳の一本化の大切さを示すポスターを公共機関や医療機関など、できるだけ多くの場所に掲示して啓発する必要があると思ひますがいかがでしょうか。

最後に、地域包括ケアシステムについてお尋ねします。市民の方に安心していただける医療と介護サービスを提供しながらも医療費と介護費用の伸びをいかに緩やかにするか、そして次世代が誇りを持てる大館にするために、インフラの更新をしっかりと進めるために、今、何が必要なのか。そのために大館らしい地域包括ケアシステムを構築しなくてはならないと考えています。明年2月に地域包括ケアシステムの方向性を示すためにプロジェクトチームが動き出しているとの説明をうかがっております。地域包括ケアシステムの構築には多くの要素があります。在宅医療・在宅看護、地域コミュニティーの再構築、市役所の関係部局が連携して仕事を進めることの難しさや医・薬・介護・行政の連携など、さまざまな問題点が多くありますが、**②地域包括ケアシステム構築過程のクリティカルパスはどこにあり、何が一番重要なポイントだとお考えでしょうか。**地域包括ケアシステムの構築には初めからゴールはありません。多くの要素の連携による積み重ねででき上がっていくものであります。その構築の重要性と、困難が多く長期間に及ぶことを十分に認識されていると思ひます。市長の構想をお聞かせください。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの小畑議員の御質問にお答えいたします。

1点目、桜の管理記録の一元化について。桜を管理する部署が複数にまたがるため、管理を記録する様式を統一して樹医などのアドバイスを効率よく取り入れるべきについてであります。桜の維持管理につきましては、これまでも市議会議員の皆様から御指摘・御提案を多数いただいております。さきの6月定例会においては、桜の管理について全庁で情報と認識を共有し共通の方針で取り組む必要があるという考えのもとに、庁内に横断的な検討委員会を立ち上げたいと申し上げたところでありました。これに先立ち、6月には桂城公園と岩神ふれあいの森の桜について樹木医4人による診断を受け、8月に診断結果の報告を受けております。その中において、ことし桂城公園の桜の開花が芳しくなかった原因は、樹勢の衰えから枯死した枝があることや、てんぐ巢病に罹患した枝があることなどが挙げられておりました。また、長期的な展望に立った維持管理が不可欠であり、最も大事であるということでありました。8月24日には、桜を管理している関係各課による検討委員会として桜再生会議を開催し、現在の管理状況や課題などについて意見を交わしたほか、仙北市在住で角館の桜管理に長年携わってきた樹木医から「桜は人が咲かせる」と題した講話をいただいたところでありました。よい花を咲かせるには、人の助力が必要不可欠であり、管理技術を取得・向上・継承し、丁寧な日常管理を行うことで「手をかけた分だけ応えて豪華な花を咲かせる」といった豊富な経験に基づく貴重なお話を聞いたことは大変参考になるものでありました。小畑議員御提案の1つの課が一括して管理することは現時点では難しいと考えておりますが、桜の木1本1本にコード番号を振り、剪定や施肥などの管理状況を共通のフォーマットで記録するなど、市内の桜を統一的に管理する手法については、桜の名所である弘前市や仙北市などを訪れ、担当者から管理方法について御意見を伺ってまいりたいと考えております。

2点目、新庁舎のアプローチのバリアフリー化と現庁舎の解体スケジュール及び予算について。①新庁舎のバス停からエントランスまでのアプローチを、高齢者や体の不自由な方に配慮したものにすべきについてであります。この6月に完成した本庁舎建設基本設計では、新庁舎のバス停からエントランスまでのアプローチは、バリアフリー新法等に基づき段差を設けないなど、高齢者や体の不自由な方に十分配慮したものとしております。また、バス利用者など歩行者の利便性も考慮し、除雪のしやすさや雨水排水への対応も考え合わせ、一部を屋根つきのアプローチとすることも視野に検討しております。なお、現庁舎を解体し駐車場の整備が完了するまでの間、市民体育館・武道館解体後の跡地を含む庁舎東側に、来庁者用の仮駐車場を整備する計画としております。仮駐車場から新庁舎へのアプローチにつきましてもバリアフリーに配慮してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

②現庁舎の解体スケジュールと予算はどうなっているのか。アスベストの有無の見当はにつ

いてであります。現庁舎の解体スケジュールにつきまして平成31年度にアスベストの有無を調査し、32年度に解体実施設計を作成、33年度に解体工事を開始し、あわせて発掘調査を35年度までに終了させ、36年度までに駐車場を整備する予定としております。現庁舎の解体にかかる概算工事費は、基本計画時点での試算で約1億2,000万円となっております。また、アスベストにつきましては、これまで含有なしと判定され、または検査不要とされてきたものの、法改正により調査対象建材が追加されてきていることなどから今後の調査では建材にアスベストが含まれていると判定される可能性も否定できないと考えております。万一、アスベストが検出された場合には、飛散防止対策費用を含めアスベスト除去・処理費用がかかり増しとなることも想定されるところであります。

3点目、**秋田犬会館前の桂城橋について。車椅子を利用される方も安全に利用できるよう改良すべき**についてであります。桂城橋は、秋田犬会館が昭和52年に建設された翌年、地元建設会社の御寄附により、秋田犬会館や石田ローズガーデンのある三ノ丸地区と桂城公園や市役所、市民体育館を結ぶ国道7号の跨道橋としてかけられ、多くの市民や来訪者に利用されてきました。これまで市では、路面の改修や橋桁・高欄などの塗装を施したほか、地震対策として緊急輸送道路である国道7号を封鎖しないように落橋防止装置を設置するなど、その維持管理に努めてきたところであります。桂城橋の現状は、秋田犬会館側が桂城公園側に比べ約1.4メートル低く、秋田犬会館側の約5メートルの区間は傾斜がきついことから通路中央部を階段構造としております。桂城橋は、観光やまち歩き的重要なルートを構成するものであることから接続する市道や秋田犬会館敷地との調整を図り、橋梁の改修方法や事業費などを精査した上でどのような対応が可能なのかを調査研究し、新庁舎の開庁予定である平成33年ごろまでをめどに、何らかの手当てができるよう努めてまいります。また、あわせて秋田犬会館西側の未舗装駐車場の整備を推進し、会館や石田ローズガーデンを訪れる方々の利便性向上を図ってまいります。公園や橋梁・市道の管理者として、桂城橋を通行する際の注意看板や案内標識の設置など、引き続き事故防止の注意喚起に努め、安全を最優先に維持管理してまいりますので御理解をお願いいたします。

4点目、**併用林道岩瀬線の市道認定後の工事について。高い耐久性を持たせるように施工すべきではないか**についてであります。本定例会に提案しております併用林道岩瀬線の市道認定後の整備につきましては、社会資本整備総合交付金による国からの支援を受けて進めてまいりたいと考えております。補助事業においては、補助基準に合致する必要があるとともに、舗装については路床の土質や大型車交通量、凍結深などにより、舗装や路盤などの厚さを決定するものであります。今後、土質などの調査や概略設計などを実施の上、補助基準に合致する範囲でより耐久性のある舗装、そして維持管理費用を抑えることができる施設の設計・施工に努めてまいりたいと考えております。なお、この路線は、山側からの落石や溪谷への転落などの危険性が高いことから、り面保護や落石防止柵、ガードレールなどの防護柵を設置するととも

に、大幅な拡幅は地形的に困難なことから一定距離の間に待避所を設置するなど、通行時の安全確保対策に万全を期してまいります。また、この路線には小畑議員御紹介のとおり15の橋梁がありますが、起点側のダム建設時にかけられた田代岳大橋以外は昭和40年代にかけられたものであり、完成から50年ほどが経過し老朽化が進んでおります。市道の橋梁については、現在、長寿命化修繕計画に基づき目視点検の上、順次、補修工事を実施しているところであり、この路線の橋梁につきましても認定後に目視点検を実施の上、老朽度を判定し、補修計画に組み入れながら道路本体の整備と並行し、計画的に補修を実施していかなければならないと考えておりますので御理解をお願いいたします。

5点目、平成32年度以降の秋田犬ツーリズムの活動について。本市の観光振興には秋田犬ツーリズムの存在が必要である。交付金がなくなってからの活動継続を今から考慮すべきではないかについてであります。まずもって、秋田犬ツーリズムの活動に対し高い評価と応援のお言葉をいただきありがとうございます。まさに小畑議員からの御提案が契機となり、昨年4月に設立された地域連携DMO秋田犬ツーリズムは、広域連携の強みを生かし交流人口拡大による地域経済の活性化と地域社会の持続的な発展を図るとともに、収入を確保してコスト負担も賄う組織として位置づけております。設立初年度は、地域の認知度を上げるため情報発信や直接セールスなど、対外的な取り組みに重点を置いて事業を進めてきたところであります。その結果、地域への観光入込客数や観光消費額は増加しており、一定の成果を得ることができました。今年度からは、自立のための収入確保に積極的に取り組んでいるところであります。観光分野では、ウェブ予約サイトの運営手数料を、また、物産部門では枝豆の商品開発に伴う売り上げ手数料を柱として、ある程度の収入を見込んでおりますが、現段階では交付金終了後に同レベルの取り組みを継続するための収入確保は難しい状況となっております。しかしながら広域連携による観光物産振興を担う組織はこの地域に必要なものであり、市としては国の交付金終了後も何らかの支援を行うことは必要であると考えております。小畑議員御提案のとおり、行政の枠組みを越えた連携や県との連携は今後ますます必要になると考えており、近隣自治体との連絡を密にするとともに、国・県などの助言をいただきながら推進体制の充実に努めてまいります。

6点目、糖尿病の重症化予防と地域包括ケアシステムの構築について。①糖尿病性腎症による人工透析を減らすために、さらにさまざまな努力をすべきではないかについてであります。日本透析医学会によると平成28年12月末時点の透析患者は約33万人で1人当たりの医療費は年間約500万円に上ります。透析の予防が極めて重要な課題となっております。原因となる疾患は糖尿病性腎症が最も多く、国では糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し対策に取り組んでおり、市では特定健診受診者の中から予防プログラムの対象者を抽出し主治医の同意を得て、食事などの訪問指導を行っているところであります。重症化予防には食事、特に減塩と適正なエネルギー摂取が重要であり、配食サービスを利用することは患者さんにとってメリット

があると思われま。高齢者等配食サービスは、介護保険事業として実施している事業であり、対象とならない方への配食サービスにつきましては、民間事業者が行う治療食宅配サービスの状況や費用助成のあり方などを勘案しながら検討してまいります。次に、在宅医療における多職種連携の取り組みについてであります。市では介護サービスと一体となった在宅医療の推進に向け、医師・訪問看護師・薬剤師・介護支援専門員等の専門職を構成員とした在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、各種勉強会や定期的な専門部会などの開催により課題解決策の協議や情報共有を図り、市民への一体的な支援につなげております。また、医薬連携室の取り組みとしましては、訪問看護師や薬剤師などが連携し、切れ目のないサービスが提供されるようコーディネーター的役割を担っているほか、在宅医療について市民に理解していただき、不安を払拭する必要があることから地区公民館での在宅医療・介護の講座や市民向け公開講座の開催などを実施しているところであります。次に、お薬手帳の一本化についてであります。お薬手帳は自分の服用している医薬品について把握するとともに、医療機関や薬局では薬の重複や飲み合わせを確認できることから医薬品のより安全で有効な服用につながるものであります。小畑議員御指摘のとおり、お薬手帳は1人1冊が望ましく、薬局ごとに何冊も手帳を持っている場合などでは本来のメリットが十分に生かされないことから手帳の一本化を推奨するため、薬剤師会と連携し薬に関する講座を開催するなどその重要性について啓発に努めてまいりたいと考えております。

②地域包括ケアシステムの構築のクリティカルパスをどのように捉えるべきかについてであります。このクリティカルパスはプロジェクトを実現あるいは完遂するために最も重要となるスケジュール管理と捉えております。そうした意味において、地域包括ケアシステムにおけるクリティカルパスこそは、高齢者を孤独にさせないシステム構築であると市長として認識しております。そして、地域包括ケアシステムを構築する目的は、介護が必要な状態になっても住みなれた私たちの大館、この地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる環境を整えることだと考えております。本システムの構築については、小畑議員御紹介のとおりさまざまな側面があります。在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携など、さまざまな部門がかかわることから医療従事者や介護事業者、福祉関係者、地域の方々と行政が同じ方向性を持って取り組み続けるための仕組みづくりが最も重要な行程であると考えております。高齢者を取り巻く多様な関係者と互いに顔の見える関係性を築き上げ、さまざまな課題の解決に向けてともに取り組むことにより、高齢者をひとりぼっちにさせない大館らしい地域包括ケアシステムを構築してまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○16番(小畑新一君) 議長、16番。

○議長(佐藤久勝君) 16番。

○16番（小畑新一君） 再質問させていただきます。1点目の桜の管理についてであります。明年より桜の新開地の道路美装化計画が進み始めます。これから実際にどのような形にするか調査をするという答弁をいただきましたが、ある程度早い時期に効果の見える桜の管理方法を確立する必要があると思います。管理方法ができた翌年から桜がきれいになるということではありませんので、いつごろまでに管理方法を確立していただけるのか、桜の維持管理の向上に生かしてもらえるのか御説明いただきたいと思ひます。

2点目の現庁舎の解体におけるアスベストの有無及び概算についてであります。市内の設計業者には現庁舎のうち議場のある鉄骨構造の部分は設計図書が保管されており、古い鉄筋コンクリート構造のほうも資料があるとのこと。アスベストに関する有無を含めて比較的簡単に除去費用の概算が出せると聞いております。解体費は一般財源でございます。財政的な観点からもっと早い段階で議会に公開すべきと考えますがいかがでしょうか。

3点目の桂城橋について、大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。桂城公園と秋田犬会館及び石田ローズガーデンを結ぶ動線は、車椅子を利用される方にとっては若干危険ではあります。一番楽な移動の動線となっております。地下道は車椅子の乗り入れは困難であり、また、信号のある交差点を利用するにはかなりの遠回りを余儀なくされます。現在は複数の介助者にお手伝いをお願いして、後ろ向きになって秋田犬会館側においていく事実があります。このままの使用を黙認しては、いつ事故が発生するかわかりません。できるだけ早い時期に改修を要望いたします。以上でございます。

○市長（福原淳嗣君） 議長。

○議長（佐藤久勝君） 市長。

○市長（福原淳嗣君） ただいまの小畑議員の再質問にお答えいたします。桜の管理と現庁舎のアスベストの2点についてお答えさせていただきたいと思ひます。桜の管理につきましては、今年度の桜再生会議において、まずは情報の収集と管理方法の確立を考えております。具体的に管理に着手するのは来年度からと考えているところであります。

現庁舎のアスベストにつきましては、議員御指摘のとおり、東側庁舎と西側庁舎につきましてもすぐに調査をいたしまして、できるだけ早く議会に御報告したいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤久勝君） 次に、阿部文男君の一般質問を許します。

〔9番 阿部文男君 登壇〕（拍手）

○9番（阿部文男君） 皆様お疲れさまでございます。市民の声を届けさせていただいている平成会の阿部文男でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

防災拠点設置とインフラ整備について伺います。地震・豪雨・火山噴火と次々に災害に見舞われる災害列島日本に暮らす私たちにとって、連日の自然災害の報道により自分の身を守るた

めの知恵・工夫がさらに必要になったと感じられます。自然はいつも都合がよいとは限りません。自然が滅亡すれば人間も滅亡です。空気をきれいにするにはどうすればよいか。木を守るためにできることは何か。自然とつながり自然と生きるという意味でも地球温暖化について皆さんと一緒に考えるべきではないかと思っています。私は平成28年12月定例会において、災害時における避難場所、そして非常時の食料や災害復旧のための資材・材料等を保管する場所となるべき防災拠点として、大型の道の駅を設けるべきだと進言いたしましたが、その際の市長の答弁では今のところ必要ないとの見解でした。しかし、ことしに入ってから全国で起こっているさまざまな災害の被災状況が報道されるにつれ、やはりもっと災害への備えが必要ではないかと考え、再度質問させていただきます。内閣府の防災白書によると、平成27年には風水害7件、地震・津波6件、雪害1件、火山噴火5件。平成28年には風水害8件、地震・津波4件、雪害2件、火山噴火2件。そして、ことしは8月10日時点において風水害3件、地震・津波3件、雪害5件が既に報告されております。ことしの正月明け、日本海側の広い範囲を大雪が襲いました。各地で平年積雪量を超える大雪が観測され、停電や道路の通行不能によりあちこちで集落が孤立しました。ライフラインが寸断され、さらに雪おろし作業中の人身事故などが後を絶ちませんでした。6月には大分豊後水道を襲ったマグニチュード5.0の地震に始まり、その後は長野県内でマグニチュード5.6の地震、7月11日の鹿児島湾のマグニチュード5.3の地震が続き、どの地震においてもライフラインが寸断されました。また、7月の台風3号の停滞による九州北部豪雨は19都道府県に被害をもたらしました。さらに、7月22日からの梅雨前線に伴う大雨が秋田県県南地域に大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。この大雨で県南地域では多数の家屋の浸水、鉄道や道路の損壊、農作物などの被害に遭いました。そのほか土石流・崖崩れ等も報告されております。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。さて、大館市の最近の災害被害では平成25年の大雨が頭に浮かびます。河川が決壊したことで近隣の市民に避難勧告が発令され、宅地や農地の浸水被害が発生し、大きな被害を受けたことは御記憶のことと思います。大館市北地区内において避難勧告は発令されませんでしたでしたが、側溝に水があふれて道路が冠水し、通行できない状態になった地域が何カ所もありました。長木川も氾濫寸前の状況であり、大量の茶色い水が渦巻いて流れていくさまは大変恐ろしく感じました。その後、徐々に水が引いていき、何事もなくいつもどおりの日常が戻ったときは本当にほっとしたものです。先々月のことになりましたが、7月22日早朝からの激しい雨により大館市に大雨洪水警報が出されました。私が住んでいる有浦町内では、大雨になると必ずといっていいほどあちこちの側溝に水があふれ、道路が冠水して通行できなくなる箇所が何カ所かあります。その日も町内の様子を見に行くかどうか考えていたやさき、町内の人から「側溝があふれそうになってきた。土のうが欲しいのだがどこに行けばいいのか」という電話が何件もありました。市の土木課に電話したところ「消防署に聞いてほしい」ということでしたので、消防署に電話をかけました。すると「今忙しい

ので対応できない」と、それどころではないと言わんばかりに一蹴されました。多分そのときは沼館地区の浸水対応で大変忙しかったのでしょうか、そのほかの地区の住民も不安でいっぱいなのです。頼みの消防署員にこのように突き放されるような対応をされると、実際に浸水したときにパニックになるのは目に見えております。結局、やりとりの後、土のうは根下戸か釈迦内の消防署にあるので受け取りに行けばもらえると教えてもらいましたが、対応としては大変不適切ではないかと思っております。このような緊急時の電話の問い合わせについては、マニュアルをつくりロールプレイングを行うなどして、これからはもっと適切な対応をしてもらいたいと思っております。また、消防署に土のうがあるとと言われても、浸水被害が出てからではどうやって消防署に土のうを受け取りに行けばよいのでしょうか。せめて町内会館や地区の避難場所に指定されている場所へ常に土のうを保管し、いざというときには誰でも持ち出せるようにしておかなければならないのではないかと思います。そのためにも市民に周知し、いつでも必要なときに必要な物を取り出せる保管施設や、いつでも市民が避難できるような設備が整った避難施設が必要ではないかと考えている次第です。できれば各町内に1カ所、例えば町内会館や公共の建物などに災害時に必要になる備品や非常食などを備蓄しておけば、土のう袋についての問い合わせなどに消防署員の手をわずらわせなくてもよくなりますので、市としてもほかのことに人を回せるという利点も出てきます。そのためには既存の建物をもっと強固に改築するなどの対応が必要になるかもしれませんが、ひとり暮らしの方や高齢者世帯では災害時には特に不安な気持ちで過ごしていることを考えれば、早目に避難することで不安が和らぐのではないかと思います。災害から命を守るのは、人の結びつきで成り立つコミュニティーだと思えます。以前、九州大学の小松利光名誉教授による興味深い記事が新聞に掲載されておりました。「最近、地球温暖化で災害を引き起こし、気象による災害害力が上がってきている反面、高齢化やインフラの老朽化によって防災力が下がってきている。全ての災害を物理的に制御することは不可能であることを受け入れなくてはならないが、一番大切なことは人命をなくさないことである。復興は可能だが人命は復興できない。では、どうやって命を守るか。資料によると自分で守る「自助」70%、周りのみんなでする「共助」20%、国や自治体による「公助」は10%程度だと言われており、阪神・淡路大震災で救出された80%は近所の人たちによる救出だったと言われている。隣近所の結びつきの強いところは災害時も助かる可能性が高く復興も早い。人のインフラであるヒューマンウェアに投資するべきである」と述べております。また、平成25年の大雨の際も町内の側溝があふれ、あちらこちらの道路が冠水しました。御成町一丁目付近では膝上まで水が上がった箇所もあったと聞きました。これはまちづくりの際のインフラ整備がおくれているか、または以前整備されたものが古くなり許容範囲を超えたということも当てはまるのではないのでしょうか。町の景観をよくすることも必要ですが、最も重要なインフラの整備も早急に行う必要があるのではないかと考えます。今、市では歴史まちづくり・駅前開発等の事業を進めておりますが、建物や道路の整備と一緒に下水道などのイン

フラも整備していくなど、将来を見据えたまちづくりが必要ではないかと思っております。また、国の林道岩瀬線を市道に認定し、約10億円の事業費をもって整備をしたいとの計画があるようですが、防災整備が先か、林道整備が先か市民がどちらを望んでいるのかを慎重に考えた上で進めていただきたいと願っております。今、私の手元には平成27年4月策定の大館市防災マップがあります。ことしは平成29年なので2年前のものです。平成27年に浸水被害が想定された地区や土石流や地すべりが予想された地区は、その後防災工事が行われたのかこのマップではわかりません。沼館地区は今も変わらず大雨になると浸水被害が発生し、浸水想定地域も何も変わっていないように見受けられます。防災マップにより災害発生地点・被害の程度が予測され、地図にあらわすことでインフラ整備の必要がある場所が明確になりますので、その地区を優先的に整備していくべきではないかと考えます。また、大雨や地震が起きた際には市民からの被害情報などしっかり聞き取り、小さな箇所であっても市民の暮らしに影響する場所であれば優先的に補強・修繕・整備を行っていくことが必要であると考えております。さらに、8月29日早朝の携帯電話からのJアラートの警告音には、何事かと驚かされました。緊急時に国民に情報を知らせ、避難を促すのがJアラート——全国瞬時警報システムであります。このJアラートを使うと市町村の防災無線が自動的に起動し、屋外スピーカーから警報が鳴るシステムになっているはずですが、市内では緊急のサイレンが鳴るわけでもなく、誤報かと半信半疑でテレビを見て、初めて北朝鮮のミサイル発射を知りました。テレビでは「頑丈な建物か地下に避難してください」と繰り返していましたが、いざとなってどこにも避難する場所がないことに改めて気づかされました。大抵の大館市民・日本国民も同じように考えたのではないのでしょうか。私が記憶している限りでは、大館市においては幸いなことに今まで大きな災害は起こっていませんが、これからは自然災害だけではなく、他の国からの脅威の心配もしてはなりません。私たちの世代だけではなく、私たちの子供・孫、その次の次の世代までも安心して暮らしていけるようなまちづくりをぜひ市長にお願いしたいと思っております。市長の防災についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長（福原淳嗣君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

防災拠点とインフラ整備についてであります。初めに、7月22日に発生した大雨の際の消防署の電話対応についてであります。日ごろから同時多発的な災害が起こった場合であっても、市民からの問い合わせなどに対しては丁寧な対応をするよう指導してきたところではありますが、御指摘のような対応をしてしまったことはまことに遺憾であります。災害発生による混乱時には、多くの問い合わせがあることからいま一度、指導を徹底してまいりますので御理解をお願いいたします。現在、土のうは3,596袋を市内10カ所の消防器具置き場に分散備蓄しております。大雨による災害が予想される場合は、事前に土のうや土のう袋を可能な限り市民の皆様へ

提供したいと考えておりますので消防署や、お近くの消防分署に御相談いただきますよう、よろしくお願いたします。また、大型の防災倉庫の必要性についてであります、土のうなどは分散備蓄と個人へお分けすることで対応し、他の防災備蓄品についても一次避難所である12の公民館、4カ所の水防倉庫及び総合支所など5カ所に分散備蓄し災害に対応しております。なお、町内会館などに常備を希望される町内会等があった場合は、その都度協議させていただきたいと考えております。また、一次避難所である公民館については近所に住む市職員2名、二次避難所である小・中学校については管理職を含む複数の職員が鍵を保持しており、自然災害の場合には、できる限り迅速な避難所の開設に努めているところであります。また、安心して暮らしていけるようなまちづくりについてであります、まちづくりの基本は住環境整備による安全・安心の確保と、持続可能なコミュニティーの形成に尽きると考えており、阿部議員御指摘のとおり、防災を意識したインフラ整備に努めるとともに、自助・互助・共助の意識を高め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。都市計画道路の整備の際には、周辺の浸水被害の状況を考慮して側溝等を整備し、現在ある都市下水路についてもしゅんせつ等を定期的の実施し、維持管理に努めてまいります。また、防災マップに記載されている被害想定箇所につきましては、対策等を検討し計画的に整備を進めており、国や県による対策が必要な箇所については、その実施について要望しているところであります。災害発生時には、被災町内会からの要望等も踏まえ、緊急性の高いところから随時、整備を進めてまいりたいと考えております。次に、いつでも避難できる施設についてであります、このたびの北朝鮮の弾道ミサイルのような事案では、発射から通過までの時間が極めて短いため、早朝・夜間などにおいて市が指定する避難所を開錠して対処することは難しいものと考えております。弾道ミサイルの対応については、発射から数分で方向や着弾位置が特定されることからテレビやラジオ等での情報収集を常に心がけるよう、市のホームページや広報等で周知するとともに、阿部議員御提案のサイレンの活用などについても、さまざまな事例を研究し反映していきたいと考えております。また、一政治家として有事にこそ、その胆力が問われると考えております。実際には私をトップとする指示命令系統をまずは確立させること、そして警察・消防・自衛隊とあわせて減災あるいは防災の総合力を高めるために意思決定していくことだと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○9番(阿部文男君) 議長、9番。

○議長(佐藤久勝君) 9番。

○9番(阿部文男君) 2点についてです。1点目は緊急時の情報及び連絡等について、Jアラートが使用されると自治体のサイレンが鳴ることになっており、防災行政無線等でも何か警報を出さなければなりません。消防署でも夜勤でどなたかいると思いますので、手動で瞬時にサイレンを鳴らして市民にお知らせしていただきたい。なぜならば、今回のように携帯電話を

持っている人はJアラートでお知らせされますが、持っていない人は夜中だとテレビもつけておりません。そのときにサイレンが鳴れば「何なのか」と一旦起きてテレビをつけ、そこで情報がわかると思いますのでお願いします。2点目は防災整備について、林道の市道認定及び舗装の件ですが、観光地域づくりの機能追加における根幹と言われております。大館の総合計画の中には「豊かな自然が大館の宝」と明記されております。余り自然を壊さないような形で進めていただくようお願いします。

○議長（佐藤久勝君） この際、議事の都合により10分間休憩します。

午後2時17分 休 憩

午後2時27分 再 開

○議長（佐藤久勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木公司君の一般質問を許します。

〔18番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○18番（佐々木公司君） いぶき21の佐々木公司でございます。9月に入り朝夕の涼しさで秋の気配を感じ、桂城公園の木々にも紅葉の兆しが見えるころとなり、季節の移ろいの早さを感じているところであります。一般質問2日目のきょうは私を入れて後2人となり、重複した項目も多くなりました。しばらくの間おつき合いをお願い申し上げます。今回は4項目に絞って質問しますので答弁方よろしくようお願い申し上げます。

1点目、**買い物弱者への対応について**であります。平成27年8月に内閣府が国土形成計画の推進に関する世論調査を行いました。その中で居住地に求める条件について、徒歩・自転車で行ける範囲に必要な施設として第1位に上がっているのが「日用品・食料品などを販売するスーパーマーケット」で73.0%、第2位が「個人商店など小規模な小売店舗、コンビニエンスストア」で69.6%であります。これらから生活基盤としての買い物環境の確保を求める意識が非常に高いということがわかります。また、内閣府が公表している平成28年版高齢社会白書では、65歳以上の高齢者人口は平成27年には約3,392万人となっていますが、平成37年には約3,657万人に達すると見込まれております。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54年には約3,878万人でピークを迎えるという統計データが出されております。65歳以上の高齢者で、かつ単身世帯者は平成22年には479万人でありましたが、平成27年には約593万人まで増加しており、平成37年には約700万人まで増加すると推計されております。これらから買い物環境悪化の影響として、高齢者の外出頻度の低下による生きがいの喪失、商店までの距離が遠くなることによる高齢者の転倒事故リスクの増大、摂取する食品の多様性が低下することによる低栄養化及びこれによる医療費・介護費の増加の可能性などが挙げられています。この背景において、私たちの日常生活の衣食住の中で最も大事なことは、食ではないかと思えます。その中で市中心部

で総菜や生鮮食料品、生活必需品を購入できるスーパーマーケット、いとく長倉町店閉店の影響ははかり知れないものがあると考えます。向町・中町・新町の市営住宅への入居が始まりましたが、町なか居住への不安もかき立てられます。かつてあった常盤木町の生協や向町のマックスバリュなどもなくなり、買い物がますます不便になる状況であります。今は足腰も丈夫で車で自由に動ける間はいいのですが、いつかは買い物弱者になるかもしれません。それらを考えると、行政としての適切な対応を望むものであります。「買い物弱者」「買い物困難者」「買い物難民」という言葉も余り使いたくありませんが数年前から言われております。その中で、①ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）の増加の状況把握と対応。②自動車を保有しない人や運転免許証の返納者の状況把握と対応。③自宅から直線距離で500メートル以内に生鮮食料品販売店がなく、そのような店がますます消えうせていくような状況になっております。④買い物するための公共交通機関の利用も不便だという状況が指摘される町内も数多くあろうかと思えます。これらを含めて日常生活において一番大事な食の問題に着目したときに、何とかならないものでしょうか。市長の前向きな答弁をお願いいたします。

2点目、有事の危機管理についてであります。これも既に何人かの同僚議員と内容が重複しますが、8月29日早朝に北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過しました。ちょうど私はNHKのテレビをつけておりましたが、全国瞬時警報システム——Jアラートによるスマホの警報も鳴り、何事が起きたのかと体が凍りついた人も多かったのではないのでしょうか。今回の警報は秋田県を含めた12県が対象となりました。結果的に、北朝鮮順安^{すなん}から北東北に向けて発射された弾道ミサイルは約2,700キロメートル、約14分間飛行し、北海道襟裳岬の東1,180キロメートルの地点に落下したということです。このことを受け、①Jアラートと市民に対する情報伝達とその対応はどうであったのかお尋ねいたします。②国民保護法に基づく市内の避難施設はどこを指すのか。そして、Jアラートに対していろいろ指摘されておりましたが、③避難場所としての頑丈な建物や地下は、自分の住んでいる地域にあるのかわのからないということも不安をあおる一因であります。また、有事が起きたときの④避難場所としての小・中学校や、登校時における児童生徒への避難対応も問題視しております。北海道においては休校の措置をとったところもあります。ミサイルの発射時間がいつなのか予測がつかない状況の中において瞬時にどのような対応をとるのか、連絡・情報網をどうするのかもお尋ねしたいと思います。そして、⑤限られた時間で身の安全を確保する行動とは具体的にどうすればいいのかが頭に浮かんでこないのもあります。今回の弾道ミサイルが日本上空を通過したことを振り返ったとき、8年前の2009年4月5日にテポドン2号と見られる長距離弾道ミサイルが秋田県・岩手県の上空を通過したことを記憶にとどめている人は余りいないのではないかと思います。さらに、⑥挑発を続ける北朝鮮の動向。太平洋への発射継続表明で日本列島越えの常態化も懸念されます。安倍首相は深刻な脅威であることを表明し、米韓日での対話と圧力をもってしても一向に解決策が見出せない状況にあります。9月3日にはI C B M搭載用である70キロトンの水爆実験に

成功したというニュースも流れました。国際社会への挑戦ということですが、報道では挑戦の域を超えているという表現もあります。国際社会が深刻な事態に直面しており今後の対応が注目されますが、どのような展開になるのか全く目が離せないのが現実ではないでしょうか。日本列島越えをする弾道ミサイルを含めて、9月9日の北朝鮮の建国記念日が新たな攻撃が行われる日の予測としてニュースに流れています。国防に関して一市町村でいろいろと言うことは大変難しいと思いますけれども、福原市長、このようなときにおいて市民に対してどのような警報を発し、どういう行動をとるべきか御示唆いただきたいと思います。

3点目、**記録的な豪雨など自然災害の危機管理について**であります。この点も同僚議員と重複しておりますので簡単に述べさせていただきます。**7月の豪雨から1カ月後に再度の豪雨**がありました。また、2016年台風1号の停滞、ことしの台風5号の迷走など、異常気象が異常でなくなりつつある昨今であります。今までは「災害は忘れたころにやってくる」と言われていましたが、今は災害が忘れないうちにやってくるのが珍しくなく、全国的に起きています。7～8月の豪雨への対応について、詳しい内容は行政報告で触れられておりますけれども、時系列的にどうであったのかお伺いするものであります。ア. **7月の記録的な豪雨時、佐竹知事の対応が県民から多くの批判を浴びました。8月の豪雨時は市長も台湾へ公務出張中でありましたが、出張中の連絡体制に問題はなかったのでしょうか。指示命令系統はどうだったのかをお尋ねいたします。**イ. **大型地震・台風・ゲリラ豪雨・記録的短時間大雨情報などの避難勧告の発令後、住民への情報伝達とその対応状況はどうだったのかお聞きいたします。**

異常気象、観測史上初などという言葉が続出する昨今であります。「50年に一度の記録的な大雨」などということも最近よく言われるようになってきました。大館市では沼館地区などで冠水や氾濫を繰り返す箇所、いわゆる危険地域・地区での迅速な対応が求められているのであります。費用がかかることですが人命にかかわることですので早急な対応をお願いする次第であります。県の防災訓練が9月3日に大館市でも行われ、県警や消防、自衛隊など多くの関係機関・団体や市民が参加し、非常時の対応を確認できたことは大変有意義でありました。実際には大雨災害と地震がいつ頃に起こるという想定には疑問がありますが、起こり得る災害を想定した総合的・複合的な災害訓練は、町内等でのきめ細かい実施の必要性も強く感じたのであります。この点を含めて、ウ. **今後の災害対応の方向性について市長の見解をお尋ねいたします。**

4点目、**認知症予防について**であります。2012年の厚生労働省の調べでは、日本の高齢者の認知症患者数は約462万人、認知症予備軍とされる軽度認知障害（MC I）の高齢者は約400万人と推定されています。これらは高齢者の約4人に1人の割合に当たるということであります。さらに団塊の世代が75歳以上になる2025年には認知症患者は700万人を突破すると言われ、このような超高齢社会の中で国にとっても認知症対策は重要施策の一つになっています。徘徊などによる行方不明者は昨年全国で1万5,432人でした。また、高齢者ドライバーによる一方通

行道路の逆走や、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる店舗への激突事故などをニュースでよく見かけるようになりました。今、認知症の研究が進んでおり、治療ではなく予防面でのさまざまな結果が報告され、日常生活を見直し改善することで発症の予防が見込めることがわかってきたと言われております。認知症予防は狭義の発症予防だけではなく、早期発見・治療・進行予防といった広い範囲で取り組むことが大切であると言われております。また、認知症予防には3段階あり、第1段階は脳の老化をストップさせる発症予防の一次予防で、病変は10～20年前から始まっているので若いうちから取り組みが必要であると言われております。第2段階は悪化させない早期発見・早期治療の二次予防ですが、早目の受診、治療の開始で進行を緩やかにすることができると言われています。第3段階は悪化させない進行の予防の三次予防ですが、症状の正しい知識を持ち、認知症の人への理解を深めようと言われております。現時点では残念ながら「このようにすれば認知症にならない」という方法はありませんが、最近の研究から「どうすれば認知症になりにくい」ということが少しずつわかってきていると言われております。認知症を予防する対策は大きく分けて2種類あり、日々認知症になりにくい生活習慣を行うものと、認知症で落ちる3つの能力を簡単なトレーニングで鍛えるものがあると言われております。認知症の原因の約6割を占めると言われるアルツハイマー型認知症には、生活を取り巻く環境の影響が大きくかかわっていることがわかってきました。脳の状態を良好に保つために、ア. 認知症になりにくい生活習慣として、食習慣や運動習慣を変えることが認知機能を重点的に使うためには大事であり、対人接触を行うことや知的行動習慣を意識した日々を過ごすことが重要であると言われております。

イ. 認知症で初期に落ちる3つの能力の鍛え方ですが、認知症になる前段階で落ちる脳機能を集中的に鍛えることが、発症をおくらせる効果的な方法であることがわかってきています。認知症に至る前段階では、通常の上昇とは異なる認知機能の低下が見られ、この時期に最初に低下する3つの認知機能がエピソード記憶・注意分割機能・計画力だそうです。これらを意識して重点的に使い、その機能を鍛えることで認知機能の低下を予防することが大事だと言われております。

ウ. 音楽体操は、三重大学大学院医学系研究科で取り組まれている事例です。佐藤准教授によると、音楽に合わせて体を動かすことにより、健常な高齢者の認知予防の効果が実証されているとのことであります。

いずれにしても、エ. 早期発見と早期からの予防対策が大事であります。軽度認知障害(MCI)の段階で早期発見することにより、認知症への進行を食い止められますが、これらを支援する体制はどのようになっているのかを含め、大館市の全体的な認知症予防について市長の取り組みをお伺いします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長（福原淳嗣君） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、買い物弱者への対応について。8月26日の地元紙に報ぜられた「中心部唯一のスーパー閉店へ」の記事が、高齢者を中心に戸惑いと衝撃を与え、多くの市民から何とかならないかという声が寄せられている。買い物弱者の状況把握と対応は、ア. 高齢者（65歳以上）やひとり暮らし高齢者の増加、イ. 自動車を保有しない、もしくは運転免許証の返納者、ウ. 自宅から生鮮食料品販売店まで、直線距離で500メートル以内の店舗に行けない、エ. 公共交通機関の利用が不便の4点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。7月1日現在の高齢者世帯数は8,010世帯で前年から230世帯増加しております。また、ひとり暮らし高齢者は前年から61人増加し3,712人となり、高齢者世帯全体の約46%を占めております。交通弱者の状況につきましては、平成25年度の高齢者等支援施策調査によると、買い物時の移動手段として自動車やバイクを利用していない高齢者は全体の約53%に及んでおります。また、運転免許証の自主返納については、28年の県内における返納者は2,543人と前年から570人増加しており、高齢の交通弱者はさらに増加するものと推測されます。市では軽度生活援助事業における買い物代行や、65歳以上の高齢者などが定額で路線バスに乗り放題となる得とく定期券など、買い物弱者を支援するさまざまな施策を講じておりますが、将来的な流通業の変革も見据えながら市民の利便性を損なうことのないよう配慮し、住みなれた地域で安心して生活を継続できる取り組みを進めてまいります。また現在、市では地域公共交通網形成計画の策定に着手したところであり、公共交通に対する市民の皆様のニーズや課題、交通行動の実態を把握しながら地域にとって望ましい公共交通網の姿について検討してまいりたいと考えております。

2点目、有事の危機管理について。予想外の北朝鮮の弾道ミサイル発射における当市の対応と課題について。ア. Jアラートと市民に対する情報伝達とその対応についてであります。8月29日午前6時2分、国からJアラートが発せられ、5時58分ごろに北朝鮮がミサイルを発射したとの情報がラジオ・テレビ・エリアメール等により発信されました。市では国及び県からの情報をもとに、6時25分から消防が市内全域を巡回し警戒と情報収集に当たり、7時1分に市民に向けて国からの情報のほか、消防が巡回していることなどについて緊急情報メールとホームページで情報提供及び注意喚起をしたところであります。

イ. 国民保護法に基づく市内の避難施設はについてであります。本市では、一次避難所に指定している中央公民館などの12カ所、二次避難所に指定している小・中学校などの108カ所、及びつくし苑など3カ所の福祉避難所が法に基づく避難所として指定されており、平成27年には防災マップに、28年には広報8月号に避難所一覧を掲載して全戸に配布しているとともに、ホームページでも周知を図っております。

ウ. 避難場所として頑丈な建物や地下は、オ. 限られた時間内での身の安全を確保する行動とは。この2点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。北朝鮮からミサイルが発射された場合、10分もたたずに日本に到達するため、その間に避難することは困

難だと思われます。自分の身を守るためには、屋外にいる場合は近くにある鉄筋コンクリート造のビルなどできる限り頑丈な建物に避難すること。建物がいない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ること。屋内にいる場合は窓を閉め、窓のない部屋に移動することなど、落ちついて行動することをお願いするところであります。

エ. **避難場所としての小・中学校や、登校時における児童生徒への避難対応**はについてであります。今回は早朝にミサイルが発射されたため登校に影響はありませんでしたが、授業中に発射された場合は小・中学校は二次避難所として指定されているため、そのまま児童生徒は学校に待機させ、一般住民も受け入れることとなります。また、登校前にミサイルが発射された場合は連絡網などを活用して迅速に情報を伝達し、登下校中の場合は児童生徒に近くの建物や住宅に避難するよう指導するとともに、子ども110番のポスターを掲示しているお宅に児童生徒の避難の協力を求めるなどの対応をしてまいりたいと考えております。

カ. **挑発を続ける北朝鮮。日本列島越えの常態化も懸念されるが、今後の対応**はについてであります。北朝鮮がミサイルを発射する事態が現実になっており、大変な脅威であることを市長として市民の皆様にご認識していただきたいと思っております。市では、ミサイルの落下など有事の際には国や県などから正確な情報を収集し、緊急情報メール・ホームページ等により周知いたします。市民の皆様におかれましても、テレビ・ラジオ・インターネットなどから情報を収集し、みずからの命を守る、備えるなど自助の実践をしていただきたいと思っております。なお、市のホームページに、先ほど御説明申し上げましたミサイル落下時の行動やQアンドAについて掲載し情報提供しております。今後も市民の皆様のご生命と財産を守るため、国・県及び関係機関と連携して有事における危機管理について迅速な対応に努めてまいります。

3点目、**記録的な豪雨など自然災害の危機管理**について。7月の記録的な豪雨から1カ月後に再度の豪雨。幸い人的被害はなかったが、避難対応の状況は。ア. 7月の記録的な豪雨時、知事の対応が県民から批判を浴びたが、今回は市長も台湾へ公務出張中だった。出張先での連絡体制に問題はなかったかについてであります。8月22日、24日の二度の大雨では、両日とも大雨洪水警報が発令されましたが、幸い災害警戒対策本部等の設置や避難勧告等を発令するなどの事態には及びませんでした。8月22日から大雨が降ることが懸念されていたことから前日の定例会議において、大雨の状況について逐次私に連絡するよう指示し、常に連絡を取り合っ

て対応したところあります。イ. **大型地震・台風・ゲリラ豪雨・記録的短時間大雨情報などの避難勧告発令等、住民への情報伝達とその対応状況**はについてであります。大型地震に対する避難勧告等は地域防災計画により、台風・ゲリラ豪雨・記録的短時間大雨情報等については避難勧告等の判断・伝達マニュアル水害編及び土砂災害編により対応することとしております。地域防災計画では、地震発生により災害が発生、または発生のおそれがあるときは避難勧告等を発令することとしており、火災が拡大するおそれがあるとき、建物が大きな被害を受け居住することが危険なときなどを

発令の基準としております。マニュアル水害編では、気象注意報・警報、指定河川洪水予報等の発表とともに、堤防からの漏水など前兆現象の発生、及び国や県・气象台等の関係機関の助言などを踏まえ、総合的に判断して避難勧告等を発令することとしており、各河川の水位観測所ごとに発令の判断基準となる水位を設定しております。また、マニュアル土砂災害編では、大雨注意報・警報や土砂災害警戒情報の発表、前兆現象の発生及び国や県、气象台等の関係機関からの助言を踏まえ、総合的に判断し避難勧告等を発令することとしており、警報や土砂災害警戒情報の発令、前兆現象の発生などを発令の判断基準として設定しております。市民への伝達は、1. 町内会長や行政協力員への電話連絡、2. 職員や消防団による戸別訪問、3. 広報車や消防自動車による広報、4. エリアメール、5. 緊急情報メール、6. ホームページ・フェイスブック・ツイッター、7. テレビ等の報道機関を通じて市民へ周知するLアラートなど複数の手段を組み合わせて周知することとしております。

ウ. 緊急情報メール登録の状況はについてであります。8月31日現在、住民の皆様が2,901件、職員が770件、電話による音声配信が8件、ファクス送信が2件で計3,681件となっております。

エ. 異常気象、観測史上初などが続出する昨今、冠水や氾濫を繰り返す箇所への中長期の対応はについてであります。7月の大雨の際にも冠水被害が発生した下内川については、管理する秋田県において27年度から川幅を広げる広域河川改修事業に取り組んでおり、今年度は用地買収を進め、来年度から工事に着手する計画であるとうかがっております。また、水害対策は下流の受水能力を高めることが重要であり、国では米代川の河道掘削事業を田代地域の外川原・長坂・大巻地区で実施しており、県においても長木川で河道掘削を進めているところであります。一方、市の管理河川につきましても河川の流下能力を高めるため、河床に堆積した土砂を撤去するしゅんせつ工事を順次実施してまいりたいと考えております。また、河川内に自生した雑木も流水の阻害要因であるため、その伐採など通常の維持管理についても国・県・市が一体となって取り組んでまいります。

4点目、認知症予防について。認知症を予防する対策は大きく分けて2種類である。日々認知症になりにくい生活習慣を行うものと、認知症で落ちる3つの能力を簡単なトレーニングで鍛えるものがあると言われていたが、市の取り組みは。ア. 認知症になりにくい生活習慣、イ. 認知症で初期に落ちる3つの能力の鍛え方、ウ. 音楽体操、エ. 早期発見と早期からの予防対策の以上4点については関連がありますので一括でお答えいたします。認知症については生活習慣病対策が予防につながるということが認められておりますが、脳や身体を使わないことが認知症の発症や進行を加速させると言われており、脳の活性化を図るため、どのように刺激ある日常を送るかが重要とされております。市では認知症の予防や早期発見対策として、認知症予防講演会を開催しているほか、脳トレやリハビリ体操、秋田弁ラジオ体操などを行う認知症予防教室を28年度は22回開催しております。また、市のホームページにおいて認知症簡易チェックシ

システムを公開し、早期受診・早期治療につながるよう取り組んでおります。認知症と診断された場合、最も重要なことは周囲の理解であり、多くの人が認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば、尊厳ある暮らしを守ることができるため、認知症サポーターの養成にも力を入れて取り組んでいるところであります。認知症の進行予防については、さまざまな機関がその研究に取り組んでいることから市としても先進的な事例を研究し、より効果的な施策について積極的に検討してまいりたいと考えております。また、たとえ認知症になっても住みなれた地域で安心して生活できるように、認知症高齢者や御家族を支援する多様な施策を今後も展開してまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○18番(佐々木公司君) 議長、18番。

○議長(佐藤久勝君) 18番。

○18番(佐々木公司君) 一問一答でお願いします。1点目の買い物弱者については、先ほど市長から具体的な数字を上げていただきましたが、買い物弱者はますますふえていく状況になると思います。そこで、いづく長倉町店を閉店させずに何とか行政として継続させていく手だてではないのか、確認としてお伺いいたします。

○市長(福原淳嗣君) 議長。

○議長(佐藤久勝君) 市長。

○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。関係機関と組んで検討していきたいと考えております。

○18番(佐々木公司君) 議長、18番。

○議長(佐藤久勝君) 18番。

○18番(佐々木公司君) 2点目の有事の危機管理についてであります。ますます北朝鮮の脅威が現実のものになりつつあります。いつどこからミサイルが飛んでくるのかわかりません。弾頭に搭載するための水爆の実験が成功したということでもあります。いずれ太平洋を超えてより遠くへ到達するのではないかと、グアム近辺が目標ではないかと言われていますが、北朝鮮はしたたかにアメリカの出方を見ていると思います。恐らくないとは思いますが、万が一にもミサイルが落ちてきた場合、市の危機管理としてどうするのか。また、新庁舎建設において例えば地下壕やシェルターのようなものを設けることを含めて、管理体制を考えているのかお伺いいたします。

○市長(福原淳嗣君) 議長。

○議長(佐藤久勝君) 市長。

○市長(福原淳嗣君) ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。今回の北朝鮮の事案を含めて現実的に脅威があるという意識を市民の皆様を持っていただきたいというのは、先ほどもお答えしたとおりですが、市のトップとしても、その意識を共有することが重要だと

考えています。阿部議員の一般質問でもお答えしましたが、行政組織体として一番重要なのは、まずは私をトップとする指示命令系統を確立させることであります。例えば、消防や自衛隊など現場対応力を持ったさまざまなセクターのプレーヤーを総合的に調整し、全体的な防災・減災能力を高めるのが行政組織体だということを、私を含め副市長・部長級・課長級の管理職は全員認識しております。まずはその体制をつくるという意識を日ごろから持っていることです。その意味において4月に北朝鮮のミサイルが発射された時点で国民保護法制に基づく北朝鮮事案を市役所内でいち早く作成し、部・課長級でその対応を認識できました。私は市長として今後もその即応性・危機意識を持って今後も市民の生命と財産を守るために、防衛対策に関しても興味・関心を持って対応していきたいと考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○18番（佐々木公司君） 議長、18番。

○議長（佐藤久勝君） 18番。

○18番（佐々木公司君） 3点目の自然災害について、いろいろと対策を想定してある程度対応する時間がある場合はいいのですけれども、50年に一度、1時間に100ミリメートルの記録的な大雨などという大規模な災害が起きた場合に、瞬時にその対応を住民に伝えることは難しいと思います。避難するまでにすぐにやらなければならないことがあれば、ある程度時間がたってからでもいいこともあります。そのような緊急性の問題と、市内での災害救助における備蓄品の水・非常用食料・毛布などの状況はどうなっているのでしょうか。

○市長（福原淳嗣君） 議長。

○議長（佐藤久勝君） 市長。

○市長（福原淳嗣君） ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。まず、自然災害等に対する即応性に関しては、これまでも市の総合防災訓練、今回の県の総合防災訓練も含め毎年のように確認しております。備蓄品等に関しても先ほどお答えしたとおり、ホームページあるいは広報に地域防災計画を載せてございますので、ぜひそれらを参照していただきたいと思います。今回の県の総合防災訓練において、大館市の消防本部及び消防団からの呼びかけによる、鹿角・北秋田・能代の消防本部・消防団との連携訓練は初めてであります。それをごらんになられた統監としての県知事より「今までは時系列的にいろいろな訓練をしてきたが、それらが同時発生したらどうなるのか。今回の場合は大館市の地域特性を受けて、雨が続く中での断層エリアの地震ということを具体的に想定したが、今後は例えば積雪期の地震や冬季の地震、あるいはそれらが同時発生したときなどに関して具体的に訓練をする必要がある。今回初めて自治体レベルでの横の連携を県の総合防災訓練において実際に見ることができ、このような見解に至った」というお言葉をいただきました。そのことに関しても大館市として責任を持って対応させていただきたいと思います。昨日の議員の質問にもお答えさせていただきましたが、ミサイル発射を想定した訓練に、情報の収集・発信ということで大館市役所として訓練に

参加できるように調整をしておりますので、有事の際の即応能力は今後さらに高めていくことをお約束申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤久勝君） 次に、岩本裕司君の一般質問を許します。

〔23番 岩本裕司君 登壇〕（拍手）

○23番（岩本裕司君） 新生クラブの岩本裕司です。去る7月5日から6日にかけて九州北部を襲った豪雨で亡くなられた方々、被害に遭われた皆様、そして7月22日から我が秋田県を襲った記録的大雨で被害に遭われた皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。それでは通告に従い質問させていただきます。皆様お疲れのところですが、いましばらく御清聴をよろしく願います。本日は2点についてお伺いいたします。

1点目、**食料問題について**お伺いいたします。市長の前向きなお考えをお聞かせくださるようお願いいたします。①**国の米政策からの撤退・主要農作物種子法廃止。国民の食料・農家を守るための政策要求及び補助制度の設置について**であります。安倍政権は平成30年度から国による米生産数量目標配分を廃止する政策を打ち出しております。民主党時代は直接支払交付金10アール当たり1万5,000円を実施していました。しかし、安倍政権になってから半額の7,500円になり、そして今度は生産目標を持たずに農家の自主性に任せる政策に変わりました。このことは国民への安定的な食料を供給する義務を放棄することにつながるものではないかと危惧するところでもあります。日本の食料自給率は、農林水産省の発表によると平成28年度はカロリーベースで38%となっております。世界の自給率を見ると主要先進国の中で12位であり、穀物自給率で見ますと世界で123位と発表されております。そのような日本の状況で政府が米の生産にかかわることをやめると、小規模農家の離農に拍車をかけ、さらに食料の輸入に依存しなければならなくなるのではないのでしょうか。さきの一般質問でも言いましたが「整備された圃場は小さなダムであり、気候緩和の役目を持ち、水害などの災害には緩衝地となり被害を小さくしてくれる」とされております。地球規模では人口がふえ続けており、全世界の人口は74億1,807万3,400人となっております。地球の温暖化による気候変動、近隣諸国の情勢などを考えたとき、食料の自給に永続的に取り組み、国民が安全で安心して食べられる供給システムづくりを進めていかねばならないと思います。日本人の主食とされる米についての対策は特に継続していかなければなりません。この食料のことを考えるとき過去の飢饉に学ぶ必要もあると思います。我が国はこの1000年の間に16大飢饉が発生しており、一番近いのが1836年天保の大飢饉で181年前のことです。天保4年（1833年）から天保10年（1839年）までの7年間にわたり発生した飢饉であり、その主たる原因は洪水や冷害などの相次ぐ異常気象です。この飢饉は全国に広がり、特に奥羽の被害は大きかったとされています。陸奥では作物が全滅、九州も6割が不作というものであり、陸奥の牡鹿郡では18カ村で5万9,000人が餓死したとありま

す。全国では20～30万人の餓死者が出たとされており。そして、この飢饉により大阪でも米不足が起こり、大塩平八郎が民衆の救済を提言しましたが奉行所に拒否されました。そこで自分の蔵書を売り、資金を得て救済に当たりましたが奉行所の取り締まりに遭いました。大阪町奉行はこのような民衆の窮状に見向きもせず、豪商は利を求めさらに米の価格をつり上げたため、大塩平八郎は業を煮やして一揆を起し、それが大塩平八郎の乱として歴史に残されているところでもあります。このように飢饉の発生原因には天災、そして人災があります。気候変動による冷害としては皆様も平成5年の冷害を経験されていると思います。緊急輸入米を食べたときの思い出は今も残っているのではありませんか。そのことにより東南アジアから日本が米を買い占めたため、現地の人々の食料事情に多大な影響を与えたことも十分に記憶にとどめておかねばなりません。世界各地では異常気象による干ばつ・洪水が発生し、アフリカでは今も十分な食料を手にすることができない人々が大勢います。そうした中で最初に影響を受けるのが幼い子供たちです。そして人災としては戦争が挙げられます。食料運搬路が断たれたらどうなるでしょうか。昨年の集団的自衛権の法制化において、近隣諸国がそのことに過剰反応し、もし戦争に巻き込まれたらその確率は高まるのではないのでしょうか。このように考えて行くと、やはり食料自給率が38%と低い状況を変えていかなければなりません。日本は米を除き、他の食料はほとんど輸入に頼っているのです。あの北朝鮮でも、国連食糧農業機関（FAO）・国連世界食糧計画（WFP）の発表によると、自給率は100%近くになっているとの報告があります。私たちは、歴史を振り返り、食料を生産する農業、環境を守る農業、日本人の原点である農耕をもう一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。さらに、食料の安全保障の面で大きな動きがあり、主要農作物種子法が廃止されました。2017年3月23日に衆議院農林水産委員会において審議時間5時間で即日採択され、翌週28日に衆議院を通過、そして4月11日に参議院農林水産委員会での審議に入り審議時間は5時間、13日の参考人質疑は2時間のみで14日の参議院で可決されました。国民の批判や懸念を頭から無視し廃止としました。主要農作物種子法は、昭和27年に国家的要請を受けて戦後の食料増産を目指し「国・都道府県が主導して、優良な稲・麦・大豆の種子の開発・生産・普及を進める必要がある」という観点から制定されました。このことにより、都道府県では試験研究の体制を整え、地域に合う品種を開発し、奨励品種に指定し原原種や原種生産圃場の指定、種子の検査、種子保存を行ってきており、私たちは今、安全で安心なおいしい米・麦・大豆を食べることができるようになりました。しかし、政府は「種子生産者の技術水準の向上などにより種子の品質は安定」「都道府県と民間の競争条件は対等になっておらず公的機関の開発品種が大宗を占めている」として廃止を決め、民間企業の参入を進め企業利益の道具としました。このことにより私たちは遺伝子組み換えなのかどうか分からない食物を食べなければならないという現実さらされる危険性が高まったのです。遺伝子組み換え作物の人体に与える影響は、がん・白血病・アレルギー・自閉症などの急増が認められています。また、自然環境破壊を引き起こす農薬の噴霧と殺虫成分による汚染、

遺伝子汚染、化石燃料の大量投入による気候変動促進が挙げられ、農薬と除草剤の散布がさらなる健康被害と水質の汚染など環境汚染を進めていきます。それは除草剤に触れても枯れない作物をつくり出し、草に耐性ができると複数の除草剤がまぜてまかれます。現在ではベトナム戦争で使われた枯れ葉剤やジカンバという危険な化学物質にも耐性のある遺伝子組み換え作物が開発され、その栽培が日本で承認されました。それから害虫抵抗性遺伝子組み換えがあり、この作物には特定の昆虫が食べると、昆虫の腸を破壊する遺伝子を組み込んで害虫を除去するのですが、これに耐性を持つ害虫が出現しています。皆様も家庭の除草剤や農薬にこれらの成分が含まれている製品を使用しているのではないのでしょうか。除草剤のグリホサホートや農薬のネオニコチノイド系がそれです。国民を守るべき食物がアメリカを中心とする多国籍企業の的となり、食物の種子がその企業に支配されれば、どのような結果を生むか想像する必要があります。しかも多国籍企業の種子は1期生であり、個人で種をつくることはできなく、植えつけの都度種を買わなければならないという問題もあります。国は国民の生きる権利を保障しなければなりません。これまで述べてきたことに対しても、天災や人災から生じる冷害対策、食料自給率問題、食料安全保障対策などの面から検討し、できるだけ自国の農業生産で国民の食料確保を追求していかなければならない義務を負っております。これを放棄することは許されません。現政府は、唯一自給可能な米生産と種子への関与を放棄しようとしております。米をつくる自由、売る自由が際限なく進み、安売り競争で農家が耐えられなくなり、生産放棄で米生産が滞り自給できなくなると想像すると恐ろしく感じます。あきた北農協の組合長は「来年からの生産調整は国段階では行わないが、市町村の農業再生協議会では生産調整があるので従ってほしい」と述べております。国の調整ではある程度の米価が予想できましたが、今後はどうなるのでしょうか。これに従う農家と従わない農家とのあつれきが生じるのではないかと農家は大変心配しております。国民の命を守るために、農家が持続的に米を生産できる仕組みづくりを政策要求するものです。農家の意見として戸別所得制度を復活させるよう、国・県へ働きかけてくださるようお願いいたします。市独自の補助制度の設立はできないのでしょうか。特産品に力を入れるのも大事ですが、主食の米を守る観点から国の政策だけではない市独自の施策ができないものか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、②食料廃棄対策としての食品ロス削減。30・10（さんまるいちまる）運動への取り組みについてお伺いいたします。30・10運動とは、例えば宴会開始からの30分は自分の席で料理を楽しみ、終了前10分になると幹事らが呼びかけ、自分の席に戻り残った料理を食べるのに集中するという運動です。宴会では歓談に夢中になり、飲酒が主となる余り、せっかくの料理を残しがちであるので食べ残しをなくすることです。さきにも申し上げましたが、現在世界の人口は74億1,807万3,400人、年間に6,000万人が亡くなるのに対し1億3,000万人生まれており、1分に137人、1日で20万人ふえ続けています。2025年には80億人に達するとも言われており、食料危機が発生するとの予想もあります。そのことから食料の不足、インフレーションによる

価格の高騰により食料が手に入らなくなり、国民は不安を増長させ、このことがきっかけとなり暴動・内紛から政治不安へと進展していく可能性があります。また、食料をめぐる国家間の争いから戦争に発展しかねないという専門家も多数おります。我が国の食料自給率は38%であると先ほど申し上げました。年間5,500万トンの食料を輸入している一方で1,800万トン捨てています。この量は食料廃棄物率でアメリカを上回る数値であり、世界の食料援助量470万トンをはるかに上回り、3,000万人分の食料に相当すると言われております。日本の食料廃棄物の半分以上の1,000万トンが家庭から出ており、その残飯の総額は年間約11兆円と言われております。これは日本の農水産業生産額とほぼ同じ額で、その処理費用におよそ2兆円も使われております。大量輸入し大量に廃棄している食料自給率38%の日本なのです。G7環境大臣会合でも2030年までに1人当たりの食料廃棄量を半減することを目指し取り組むことで一致しております。その食品ロスの問題点の1つ目は食料資源の効率性にあり、飢餓に苦しむ途上国がある一方で、先進国では多くの食料が廃棄物として処理されていること。2つ目は食品廃棄物の廃棄が小売価格を引き上げていることです。仕入れ量と比較して販売量が少なくなれば残りは廃棄処分となりますが、この廃棄割合が多くなれば、その廃棄コストは販売価格に上乗せされます。3つ目は環境への負荷の問題です。食品が多く含まれたごみは水分が多く、焼却炉の熱効率が下がりがエネルギーの無駄になります。このようなことから日本では、企業や自治体が食品ロスを減らすための取り組みを進めております。多くの食品メーカーで行われてきた、あしき習慣の3分の1ルールの見直しや、食品衛生上問題がない規格外品を社会福祉団体などに提供するフードバンク活動、食べ残しを持ち帰るドギーバック普及活動などが広がりを見せております。企業の取り組みも行われており、レストランにあっては御飯の量をお客様が選べる仕組みや、今まで活用していなかった部分の商品化、規格外食品の未利用品を家畜の飼料にした取り組みに多くの企業が取り組んでおります。30・10運動に最初に取り組んだのは長野県松本市です。30・10運動のチラシ配布などを行って市民に呼びかけ、市内の職場・企業に広がっていきました。その後、同じような食品ロス削減運動は全国に広がり、環境省が平成28年にまとめた自治体の取り組みは18道県、62市区町村に広がりを見せております。そのようなことから環境省も国民運動として30・10運動の啓蒙活動を進めようとしております。我が大館市としても食品ロスの削減のために企業・各職場・市民に呼びかけ、食料の現実、大切さを訴えていきながら結果的には焼却コストの削減にもつながる食品ロス削減にむけた30・10運動を展開していくよう提案し、市長のお考えをお尋ねいたします。また、大館市の食品ロスへの取り組み状況についてもお伺いいたします。

2点目、**高齢者の安否見守りについて。**①**高齢化が進む中での見守りについて**お伺いいたします。私たち大館市の高齢化率は平成27年が35.20%、平成28年が36.12%と確実に高い率で進んでおります。人口で言いますと平成27年が26,757人、平成28年が27,106人となっております。これに対して民生児童委員は273人であり、単純に民生児童委員1人当たりの受け持つ高齢者

数は99.2人となります。2020年に前期高齢者と後期高齢者の人口が入れかわると予想される中、ますます高齢者家庭、ひとり高齢者が増加していくことは数字的に既に御存じのことと思います。そのようなことから自助・共助・公助に互助の考え方が加わり、地元自治会などで生活支援をしていこうというものです。しかし、これからひとり高齢者世帯がふえていくにつれ、その自治会自体の存続すら危うい状況になってくるのではないのでしょうか。厚生労働省は地域包括ケア推進についての具体的内容として、1. 医療との連携強化、2. 介護サービスの充実強化、3. 予防の推進、4. 見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービス、5. 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備の以上5点を挙げております。この中の4. について、過疎化が進み互助の見守りも難しくなっていくとき、私たち大館市はどのような見守りで高齢者の安心を確保していくのか市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、②タブレット端末を利用した高齢者世帯の見守りについてお伺いします。秋田県湯沢市が高齢者の生活支援システムの実証試験を行っているとの情報があり、内容をお伺いいたしました。その趣旨と試験内容の結果及びアンケート結果についてお話しいたします。湯沢市も高齢化率が35%を超え、地域の中心部から離れた集落では人口減少が進み、今後高齢者の孤立や孤独化が問題になってくることが予想されることから民生児童委員・地域・ボランティアなどの見守りに加え、タブレットを活用した生活支援システムを構築し、切れ目のない見守り体制を整備するというものでした。災害時要援護者を中心とした平均年齢79歳の高齢者と対象者の住む地区の民生児童委員23名にタブレットを配付し、1. 高齢者世帯の安否確認、2. 触れ合い相談、テレビ電話による日常的な相談など、3. 湯沢市の情報発信、イベントのお知らせ、災害・防災情報など、4. 乗り合いタクシーの予約について、平成28年8月から平成29年3月末まで試験が行われたものであります。一般利用者の結果として「毎日8割以上の方がタブレットの操作をしていた」「市からの情報配信の利用が高かった」「触れ合い相談は相談することがなかった」ということであり、乗り合いタクシー予約は「電話のほうが簡単だ」との理由で少なかったのであります。その反面「タクシー予約をした1時間前に確認のお知らせが届くことは好評」とのことでありました。一般利用者のアンケート結果では、85%の方が「簡単」または「普通」、78%の方が「操作に負担を感じなかった」、「タブレットと触れ合い電話のどちらを選ぶか」については、どちらも33%でありました。そして、民生児童委員のアンケート結果になりますと「簡単」または「普通」が100%、「操作面では負担を感じなかった」が78%、「見守りに役立つ」との回答は88%でありました。実証試験の結果により幾つかの課題も見つかり、引き続き実証試験を実施し検証することとしています。我が市も高齢化率が36%を超え、湯沢市と同じような環境にあることは間違いないと思います。行政面積においては我が市のほうがまだ人口密度的には高いですが、団塊の世代が75歳になる2025年を迎える前に、高齢者世帯の見守りにどのように取り組んでいくのか考えておくべきではないのでしょうか。また、高齢者施設や障害者施設は町の中心部より離れているところが多く、さきの我が県を襲ったような

大雨の災害では、高齢者施設で孤立したり長時間の勤務をしなければならないときに、行政に直通している端末で生の情報を発信することもできるのです。また、避難所へ避難している人の実際の安否確認も行うことができます。もしも孤立状態になったときは、カメラ機能で周囲の状況を送信することで迅速な救助の手助けになり、二次災害の防止にも使えるのではないかと思います。私は全てをこの端末にしまえと言っているわけではありません。やはり顔と顔を合わせ、世間話をして安否の確認や日々の健康状態をつかむことが一番大事なことと確信しております。しかし、今後民生児童委員の確保、地域自治会の存続自体が危ぶまれている以上、何らかの対策を模索し、このようなシステムを導入することで、災害時の素早い情報発信、安否確認、周囲の状況確認ができ、地域の方々の安全・安心が守られ、そして民生児童委員の皆さんの負担軽減になりますので、早い時期に考え方をまとめ、方向性を打ち出していかなければならないと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 福原淳嗣君 登壇〕

○市長(福原淳嗣君) ただいまの岩本議員の御質問にお答えいたします。

1点目、食料問題について。①国の米政策からの撤退と主要農作物種子法廃止。国民の食料、農家を守るための政策要求、補助設置についてであります。まずもって歴史から学ぶという岩本議員の姿勢には敬意を表したいと存じます。だからこそ私の農政における考え方もぜひお話しさせていただきたいと思います。敗戦後、工業製品輸出国を目指すという国策の流れのもと、都会に食料供給するという農政の方針において、国内市場だけを考えた農業構造が進み定着した結果、消費者あるいは生活者と生産者の距離ができ、著しく国家競争力が低下してしまったと私は認識しています。一方、和食文化のユネスコ登録に見るように、今世界中で日本の食文化が評価されています。日本の食文化の評価は、日本の農業の評価だと私は捉えています。こうした流れをきちんと捉え、農業を成長産業にするべく大館市農政に取り組んでいることを御理解いただきたいと思います。平成30年産以降、国は行政による生産数量目標の配分を廃止することとしており、今後は農業者やJA等が市場をきちんと見て、みずから経営判断するということでもあります。米の生産量を自身が決める仕組みとなり、米の直接支払交付金が廃止されます。国は米の需給見通し等の情報提供を行い、県農業再生協議会は県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた県全体の生産の目安を算定し、各市町村の農業再生協議会に提示することになります。それを踏まえ、大館市農業再生協議会では、JA等集荷業者を通じて農業者の皆様に生産の目安を提示することになります。米価を安定させるためには、市場を見据えた消費者・生活者の皆様のニーズを踏まえた需給の調整は欠かせないものと私は認識しております。農業者の皆様には、市農業再生協議会が提示する生産の目安をもとに作付していただきたいと考えております。また、主要農作物種子法につきましては、昭和27年に国・県が主導し、優良な稲・麦・大豆の種子の開発、生産・普及を進めるために制定されたものでありますが、

平成28年11月に国が決定した農業競争力強化プログラムにおいて、生産者の皆様の所得向上につながる生産資材の価格形成の仕組みの見直しを図っていく中で廃止が決定されたものとうかがっております。つまり、これまでの日本の農業生産に係る資材等が国際基準と比べて著しく高過ぎ、それを是正しなければ農業の競争力は復活しないという捉え方だと私は認識しております。市内の農家の皆様が持続的に農産物の生産ができるよう、国の経営所得安定制度の推進に努めるほか、園芸メガ団地などの大規模経営や圃場の基盤整備による省力・低コスト生産を推進していくとともに、米以外の作物の生産振興を推進する耕作放棄地発生防止作付推進事業による支援を今後も継続し、農家所得の確保を図っていくことで市内の農家を守り、安全・安心な農産物の確保と、真の食料自給率の向上につなげたいと考えているところであります。ちなみにカロリーベースでの自給率は確かに低いのですが、実際の国産物の市場への提供率ははるかに高いという報道もされておりますので、ぜひこの点につきましても御理解を賜りたいと思います。

②食品廃棄対策としての「30・10（さんまる いちまる）運動」の取り組みについてであります。国の推計によると、平成26年度の食品ロスは年間約621万トン発生し、うち外食産業で120万トン発生しております。市ではことしの3月、大館市ごみ処理基本計画を5年ぶりに改定しました。基本方針に循環型社会の構築に向けたごみの減量・資源化率の向上を目指していくことを掲げ、実現のために各種事業やイベントを通じて、市民や事業所に向けた3Rの普及啓発活動を行っているところであります。食品ロスの削減はリデュースの一部であり、重要であると認識しております。3R啓発のためには一人一人の意識改革が最も重要であると考えております。そのため市では、食育として食材をおいしく味わうとともに、食品を無駄にしない活動を市内の全小学校において実施しております。野菜の栽培や収穫体験を通じて食べ物の大切さを学ぶとともに、学校給食では献立の工夫などにより、残菜ゼロに取り組んでいるところであります。また、食品ロス削減のチラシを窓口に設置していますが、さらなる周知のため、今後は広報やホームページなども活用してまいりたいと考えております。岩本議員御提案の30・10運動につきましては、国においても食品ロス削減のための取り組み事例として紹介しております。この運動は特に食べ残しの多い宴会に特化したものであり、導入自治体の効果等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。食品ロスの削減には、生産から消費までのあらゆる関係者が意識改革して臨まなければならない課題であるため、市全体として取り組みたいと考えております。

2点目、高齢者の見守りについて。①高齢化が進む中での高齢者の見守りについてであります。私は所信表明において「安心のまち大館」をお示しし、地域が一体となって安心して生活ができるような仕組みづくりが必要であると述べました。岩本議員御指摘のとおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加しており、地域包括ケアシステムを構築する上で高齢者の見守りは、まさに暮らしと暮らしをつないでいくという意味において重要な取り組みで

あると認識しております。現在、民生委員による訪問のほか、新聞や商品の配達を行う事業所、郵便局などによる見守り隊、配食サービス提供時の見守り、愛犬の散歩時に見守りする、はちくんパトロール隊などにより、高齢者を見守る目を地域にふやす取り組みを行っているところであります。今後も市内事業者や関係機関と協力関係を築きながら市民とともに地域コミュニティの醸成を図り、自助・互助・共助の意識を高め、高齢者の皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

②タブレット端末を利用した高齢者の見守りについてであります。現在、市では緊急通報装置による見守りや、要支援者名簿の整備、緊急時情報一斉配信システムの登録による緊急時の迅速な情報伝達の体制整備に努めているところであります。直接訪問し、会話して安否を確認することはもちろん重要であります。人口減少や高齢化が進む中、携帯電話などの通信機器の普及により日々進歩しているICT技術の活用による高齢者の見守りは、今後有効な手段になり得るものと考えております。岩本議員御紹介の湯沢市におけるタブレット端末を活用したICT活用型安心生活支援実証試験など先進事例を研究し、本市の実情に即した暮らしと暮らしをつなぐシステム構築の方向性を検討してまいります。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（佐藤久勝君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長（佐藤久勝君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等18件は、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
認 第 5 号	専決処分の承認について（平成29年度大館市一般会計補正予算（第3号））	（ 分 割 ）
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第11款 災害復旧費のうち、第1項	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第11款 災害復旧費のうち、第2項	建 水 委

議案 第 78 号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 79 号	大館市公園条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 80 号	大館市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第 81 号	議決内容の一部変更について（市営新町住宅他建替え事業）	建 水 委
〃 第 82 号	市道路線の認定について（観音堂26号線外2路線）	〃
〃 第 83 号	平成29年度大館市一般会計補正予算（第4号）案	（ 分 割 ）
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第2款 総務費（ただし、第3項を除く） 第9款 消防費 第3条第3表 地方債補正 （ 最 終 調 整 ）	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費 第2条第2表 繰越明許費	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第8款 土木費	建 水 委
〃 第 84 号	平成29年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	厚 生 委
〃 第 85 号	平成29年度大館市介護保険特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 86 号	平成29年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）案	建 水 委
〃 第 87 号	平成29年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案	〃

議案 第 88 号	平成29年度大館市水道事業会計補正予算（第 2 号）案	建 水 委
〃 第 89 号	平成29年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
〃 第 90 号	平成29年度大館市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
〃 第 91 号	平成29年度大館市病院事業会計補正予算（第 1 号）案	厚 生 委
請願 第 23 号	武道館解体に伴う代替施設建設について	教 産 委
〃 第 24 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出要請について	総 財 委
陳情 第 27 号	全国森林環境税の創設を求める意見書の提出要請について	厚 生 委

○議長（佐藤久勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月15日午前10時開議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 02 分 散 会